

平成24年（2012年）9月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成24年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年9月21日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（早退議員）

10番 東 篤布

不応招議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美

学校教育課長

玉津武幸

生涯学習課長

松島保秀

監査委員

井上 寛

職務の為出席者

議会事務局長

谷 吉希

書

記

脇 俊明

書 記

上野隆志

書

記

水谷法夫

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 平野隆久

14番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

平野倅規議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

なお、本日の議事日程終了後、議員定数検討のための特別委員会設置議案と、産業建設常任委員長から、地球温暖化に関する意見書案の提出を予定しておりますので、ご了承ください。

日程第 1

平野倅規議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 平野 隆久君

14番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 松永征也君。

松永征也総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成24年9月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてを、ご報告いたします。

去る9月13日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、水道課、財政課、企画課、危機管理課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、条例制定及び条例の一部改正、並びに補正予算案の4件の審査であります。

それでは、審査した議案順によりまして、経過と結果についてをご報告いたします。

最初に、議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の審査であります。

課長から説明があり、今回の条例制定は水道法の一部改正によるもので、従来ならば、水道の布設工事監督者の配置、また水道の布設工事監督者の資格、水道の技術管理者の資格基準について、水道法に基づき決めておりましたが、水道法の一部改正があったことにより、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、条例で定めることになりましたので、新たな条例を制定しようとするものであるという説明がありました。

質疑に入り、質疑では、この条例に該当する職員は何名おられますか、またその資格を持った職員の年齢は何歳ぐらいなのか、定年間近の職員であれば資格を持った職員を育てていかなければならないと思いますがとの質問に対しまして、布設工事監督者の資格要件を持った職員は、建設課において上水道の場合で5名の職員がおり、年齢は1名は56歳、40歳代と30歳代の職員であります。また、水道技術管理者の場合は、1名置かなければならないことになっておりますが、現在、水道課に56歳の職員が1名資格を持っております。また、来年の4月に新たに資格を取得できる職員が1名おりますという答弁でござ

いました。

布設工事監督者は、建設課に5人いるということですが、水道工事は水道課が管轄するのでありますから、水道課は水道の専門であり、建設課に監督を任ずるということはいかなるものですかという質問がありました。これに対しまして、以前は水道課にも技術者がおりまして、設計もできる職員がいて、その職員が監督者になっていましたが、今は建設課の職員には技師がいますが、水道課にはいない状況であります。設計をする職員が工事現場の監督者ということになりますので、水道課にも技師を配置していただきたいということを、理事者をお願いしているところであるという答弁でありました。

また、町長に頼んで技師を置き、水道課の職員が現場も把握しておかないと、建設課にお任せでは、もし町民から、ここが壊れているとの連絡があったときでも、すぐに対応はできないのではないですか。水道課に技師がおりましたら、すぐ技術員を回しますという回答ができるわけなので、あとで連絡しますではいけないと思います。水道料金ももらっている以上は、すぐに対応しなければいけないのではないですかという質疑に対しまして、町長にも何とか水道課に技師を置いていただきたいとお願いしておりますので、再度、お願いしたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

追加の説明はなく、質疑に入り、質疑では、条例改正は、災害対策基本法の改正に伴う改正ということですが、法律はどのように改正されたのか、趣旨、概要を示してくださいとの質疑に対しまして、東日本大震災を教訓として、今後の災害対策の強化を図るため、防災関係の組織を充実しようとするものでありますとの答弁でありました。

また、法律が改正されたから、それに従って条例を改正したということではなく、町が主体的に改正する必要性をもって条例改正するものではないのですかという質疑に対しまして、従来、災害発生時には防災会議は情報収集するとなっておりますが、そういったことは、災害対策本部が行うべきことであって、防災会議は町長の諮問を受けて重要事項を審議する機関であることを明確にすべきであると考え、また条例改正によるものであります。委員の選任にいたしましても、自主防災会議等について明記されていなかった部分もありますので、このようなことから、一部改正が必要と判断をし、条例改正の提案をさせていただきますという答弁がありました。

また、防災行政無線放送は、イベント情報があまりにも多すぎるなどの苦情を多く聞きます。基準を定めて放送すべき情報を整理してはどうかと、尾鷲市はイベント情報は一切放送していないと聞きますとの質疑に対しまして、防災行政無線に関する苦情があることは確かです。町作成の放送基準では、行政情報等、公共性の高いものは放送できることになっております。

通常の行政放送等については、ご指摘のご意見も参考にしながら、今後、各課の意見を聞きながら、十分検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

また、委員、学識経験者とはどういう人を指すのですかと質疑がありまして、これに対しまして、現在、紀北町の防災アドバイザーをしていただいております三重大学の川口准教授が適任かと考えますが、今の時点では誰を任命にするかは未定でありますとの答弁であります。

また、委員に防災、減災の知識が必要であり、町民の中でも知識を持った方もいると思えますし、職員の中でも防災士の有資格者もおります。そのような方も委員として指名することも検討してはどうかとの質疑に対しまして、十分検討したいと思っておりますとの答弁でありました。

また、防災無線の使用について整理していただきたいという点は、営利を目的とするものはもちろんだと思いますが、現時点でも、ある団体のものは放送して、この団体のものはしない等の基準があいまいな印象もありますので、そのあたりも明確にしていきたいとの質疑に対しまして、現状を十分調査して検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

課長からの追加説明はなく、質疑に入りましたが、質疑なく、討論に入りました。討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、「財政課」所管分については、質疑では、最初に基金残高一覧表の提出を求めますとの意見がありまして、資料の提出を求めました。それによりますと、基金現在高に

については、平成23年度末一般会計合計で46億 427万 3,000円であったものが、今回の補正を含め、財政調整基金が22億 3,832万 1,000円、地域づくり基金が5億 2,537万 5,000円となり、平成24年度末現在では48億 4,556万 5,000円となる見込みでありますと、また地方債残高については、平成23年度末で 118億 9,458万 6,000円であったものが、今回の補正を含め平成24年度末では 126億 8,988万 4,000円となる見込みでありますとの説明がありました。

町有財産の建物共済は、こういった内容の保険ですか、またどここの保険ですかとの質疑に対しまして、内容については火災落雷時には全額、風水害が罹災額の2分の1となっており、全国自治協会の共済へ加入しておりますとの答弁でありました。

また、地方交付税の交付延期の話がありますが、そのことへの対応と、資料によると平成24年度末では地方債残高が約7億円程度増加する見込みとなっておりますが、交付税算入などを差し引いた実質増加額をお聞きしたいとの質疑がありまして、地方交付税の交付については市町村には予定どおり交付されるという形で、9月分については9月10日に全額交付されました。また、地方債残額の増額となる分の実質負担額については、すぐには正確に数字を算出することは不可能ですが、緊急防災、減災事業債や合併特例事業債など、普通交付税で実額算入される有利な起債は活用しておりますので、実質的な負担額としては、増加額の3割以下になると思われますとの答弁でありました。

また、決算時の財政状況は、広報にも掲載していますが、地方債残高の実質的な負担額等、もう少しわかりやすくしたほうがいいと思います。また、行政報告会の資料はわかりやすかったと思いますが、せっかくの機会なので、もっと住民に参加してもらえる方法を考えたほうが良いのではないかと思いますとの質疑に対しまして、広報等への掲載内容については、紙面等の都合もあり、限界もありますが、検討させていただきます。また、行政報告会の件については、できるだけ多くの住民が参加してもらえるよう考えていきたいと思っておりますので、担当課の企画課や理事者にも伝えまして、対応を検討させていただきますとの答弁でありました。

地方債補正で、合併特例事業債が1億 3,270万円減り、緊急防災・減災事業債が1億 7,330万円増えております。このことについての説明をお願いしますとの質疑に対しまして、紀北中学校の改築にかかるものでありまして、中学校債のうち、合併特例事業債の一部を緊急防災・減災事業債に振り替えさせていただきました。緊急防災・減災事業債は充当率は100%で、交付税算入率は80%と、合併特例債よりも有利なものとなっておりますとの

答弁でありました。

以上で、財政課所管分の質疑は終了いたしました。

次に、「企画課」分について質疑を行いました。

質疑では、四條畷市ですね、友好都市の、そちらのほうへ紀北町の特産のヒノキを使ったものを、部屋を用意していただいて展示しようとする事業であります。委託料については四條畷市の業者に委託するのか、町内の業者に委託して派遣するのか、どちらですかとの質疑に対しまして、紀北町の業者に委託することを考えております。業者については森林組合お任せを想定しておりますとの答弁でありました。

パンフレットのほかに物産を展示しますかとの質疑に対しまして、友好都市交流事業の担当課である企画課が補正予算を計上させていただきました。今回の展示については、展示スペースの面積としては、約21㎡程度しかなく、物産品の展示や販売をするところまでは考えておりませんとの答弁でありました。

次に、今後、この事業をベースにさらに友好の盛り上がり企画課として考えていますかとの質疑に対しまして、今回、四條畷市の計らいで、紀北町の展示スペースをつくっていただきましたので、定期的に展示するものを変えたり、活用させていただきたいと思っております。また、交流については行政だけでなく、さまざまな団体等との交流も一層深めていかなければいけないと考えておりますとの答弁でありました。

学校建築でも町有林の木を使っていますが、今回はその点どのように考えておりますかとの質疑に対しまして、海山区の矢所の木を伐採して、紀北中学校の建築に使用しましたし、公共の建物には、法律的にも木材を使用していくというようなことにもなっておりますので、木を使っていくことは大事なことでありと思っておりますとの答弁であります。

79万 5,000円という予算内でおさまる考えですかとの質疑がありました。答弁としては、今回の予算で79万 5,000円については、床材の部分のみの費用となっております。柱の部分については尾鷲ヒノキのPRということもあって、尾鷲林政推進協議会から別に発注することになっております。合わせますと 125万円程度の事業費になる見込みでありますとの答弁でありました。

ここで、図面の提出を求めまして、図面により説明をいただきました。それによりますと、玄関に入ってすぐ既設の受付カウンターがありまして、女性職員1名が常時おられまして、その横から展示スペースに入り、展示スペースには木製ベンチ2個を設置し、ヒノキ材を展示するということになっておりますとの説明でありました。

以上で、企画課の所管分の質疑は終了いたしました。

次に、一般会計補正予算（第1号）についてであります。

次に、「危機管理課」分についての質疑を行いました。

質疑では、今回、計上している自主防災倉庫、避難路整備について、詳細な資料を提出していただきたいとの発言があり、提出を求めました。

説明では、自主防災会からの要望件数は30件増えて、269件となっているということです。そして今回の補正の主な内容としましては、防災倉庫13箇所を増やし、今年度で33箇所にし、また、避難路を整備しようとするものであるという説明であります。

質疑では、要望の残りの箇所はいつまでに整備する等の計画はありますかとの質疑に対しまして、ここ2、3年で避難路整備を目標にしておりますが、用地の確保等協力が得られない箇所もありますので、そのあたりが解消でき次第、整備等をしていきたいと思いますとの答弁でありました。

避難路は階段で避難するところも多いと思います。しかし、リヤカー等を使用した災害弱者等も考慮した避難路の整備について、どう考えておられますかとの質疑に対しましては、避難路はスペースでの整備が理想ですが、急峻な地形等が多く、スロープによる整備に条件が整った土地がなかなかないのが現状でありますので、階段による整備になっている箇所がたくさんありますが、ただ、階段の整備をするにいたしましても、できるだけ緩やかな階段にするよう努力はしているところですよとの答弁でありました。

災害時要援護者台帳整備が計上されておりますが、担当は福祉保健課だと思っておりますが、災害時要援護者のリスト等、危機管理課との連携の状況について、どのように行われるのか、お聞きしたいという質疑に対しまして、福祉保健課が作成した要援護者台帳を危機管理課と消防署等で情報を共有しております。今回の台帳整備は住民基本台帳との連携をしたものを作成するものでありますとの答弁でありました。

また、津波を最重点に対策をされておりますが、赤羽地区等津波の危険がない地区はどんな訓練や対策をすればいいのか、想定浸水域以外の地域はどのような対応をすればいいのかとの質疑に対しまして、今回の防災訓練は、浸水が想定されていない地域においては、独自の訓練を自主的に行っていただきました。津波の被害がなかった地域による助け合いについて考えていく必要があると思っておりますので、今後、対象地域の自主防災会長等とも話し合いをいたしながら、考えていきたいとの答弁であります。

津波から高台に避難して命が助かったあと、仮設住宅、あるいは食料等備蓄の対策は考

える必要があるのではないですかとの質疑に対しまして、ご指摘のとおりでありますので、検討させていただきますとの答弁であります。

また、津波の前に、古い家屋がつぶれるのではないですか、今は津波対策ばかりに目がいっておりますが、家屋の耐震対策は必要ではないですかという質疑に対しまして、ご指摘のとおり津波の前に地震が起これ、家屋の倒壊等で押しつぶされる等、また、倒壊した家屋により避難路を絶たれ、逃げ遅れたところも津波が襲ってくるということも考えられます。町としても、まずは建物の耐震化を進めているところであり、助成制度も建設課のほうでされておりますが、費用の嵩むことでもありますので、なかなか対策が進んでいない現状と聞いております。危機管理課としましても、家具の固定を進める等の対策は実施しておりますとの答弁でありました。

以上で、危機管理課所管分の質疑は終了しました。

以上で、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了いたしました。

討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました4案件についての審査の経過と結果について、報告を終わります。

平野倅規議長

次に、教育民生常任委員長 玉津充君。

玉津充教育民生常任委員長

おはようございます。平成24年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る9月12日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員5名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）ほか、特別会計補正予算3件、議案第52号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についてと、請願4件、陳情1件の審査です。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分については、課長から地区集会所管理事業の修繕費93万8,000円の内訳ですが、7件の修理を計上しており、小山集会所、上里福社会館、呼崎集会所、汐見集会所、山本集会所が6月19日の台風4号の被害によるもので、費用は27万280円です。これについては建物共済の保険金が出ますので、財源内訳その他の34万9,000円のうち、13万5,000円はこの修繕にかかる保険金となります。

中ノ島会館、船津集会所については、台風とは無関係ですが、中ノ島会館については浄化槽にひび割れが発見され、放置すると環境にも影響があるため、早急に修理が必要ということになりました。船津集会所については、集会所前の広場に設置していた防災倉庫を高台のほうに移転するため撤去することになり、これによって町道と広場の間との境に段差が生じ、危険なため柵を設置するものです。

11ページのその他の財源34万9,000円のうち、13万5,000円を超えた分については、当初予算で計上した戸ノ須集会所の修繕42万6,720円が保険適用となったので、財源のみ計上し、財源を振り替えていますとの内容説明があり、質疑に入りました。

委員から、船津集会所の防災倉庫の移転により、柵の設置が必要ということでしたが、なぜ防災倉庫を移すことになったのですかとこの質疑に、3.11以降、自主防災の方から防災倉庫は高台に設置すべきだという要望が出ています。今年度、集会所よりも高いところにある寺のほうに移転する予算を認めていただいたという経緯がありますとの答弁でした。

既存の倉庫を高台に移転するのですか。撤去して新設するのですかとこの質疑に、危機管理課の予算で高台に新設し、既存のものは区で撤去すると聞いていますとの答弁でした。

集会所建設の要望が出ているところは何箇所ありますかとの質疑に、正式に要望が出ているところは紀伊長島区で4件あり、このうち3件は合併前から要望があり、旧町時代に請願が採択されていますが、用地の関係で建築に至っていません。海山区では汐見地区、便ノ山地区から新たに要望が出ていますとの答弁でした。

以上で、住民課所管分の質疑は終了しました。

次に、「福祉保健課」所管分については、課長から内容説明のあと質疑に入りました。

委員から、12ページの要援護者台帳整備事業ですけれども、これは昨日の本会議でも地図検索でピンポイントでどういう方がみえるか把握すると説明を受けたが、実際、災害があったときにどういうふうを活用していくことを考えているのか。2点目は、13ページの

老人福祉特別対策事業の65万 1,000円、デイサービスの前の壁の修理ということだったんですが、これはまだ直していないのですか。今回、補正予算で計上されていますが、今後の補正が認められれば直すと理解すればいいのですかとこの質疑に、予想できる災害、台風とか風水害のときには、事前に避難勧告とか避難指示が出ると思います。そういうときは、ある程度予想できますので、広報や広報車で連絡し、避難を求めた方には消防団とかに行ってもらったときに家を検索する際、役立つと思います。それからもう1点、急を要するようなとき、例えば地震が起こった、津波が来るというときになりますと、そのときは例えば、10分以内に津波が押し寄せるということになりましたら、役場から行くのは不可能かと思えます。ただ、要援護者がおられるという状況を事前に自主防災会などの方に連絡するという方法はとれると思えます。今回のシステムは、まず今ある基本的な情報を入れさせていただいて、そのあとに

役場の関係課が協力しまして、要援護者の方を助けるための避難支援者とか、避難経路とか、避難場所を事前に想定して、電算の中に入れ込むということを考えています。事前に知ること、いざというときの対応を役場でできることと、近隣や自主防災会にお願いすることとあると思えますが、このシステムにより事前に地域の情報を得て、それを共有するというのを考えています。それからもう1点、デイサービスなんですが、これは修繕させていただきました。この玄関右側前が身体障害者用の駐車場になっております。また、一部タイルが残っており、危険な状態なので緊急性を要するというので修繕させていただきましたとの答弁でした。

次に、要援護者を助けるためには、こういうことが必要なんです。だから、こういうシステムが要るんですよということから始めないと、今も課長の説明では、とにかくこれを入れてもらえれば何とかするよという話で、やはりそのところを今の時点で考えて、きちんと答弁できるようなものがないと困ると思えます。その点について、再度説明を求めます。

あとデイサービスの玄関ですが、緊急性はわかりますが、これはあくまで補正予算なので、これを認めてもらってからのことなので、まず先にきちんと説明してからでないと、まだ修理していないことになるので、これで予算が認められなければならないことになる。そのことをきちんと説明したうえで、やってもらわなければわかりません。課長答弁として不備があると思えますので、再度説明をお願いしますとの質疑に。

まず、要援護者システムなんですが、見守りも重要なことです。こういうシステムで今

まで障害状況や介護の区分や人工透析を受けていられる方や、緊急連絡先はピックアップしてありますが、そのほかに先ほど申し上げましたように、地図で検索できるかかりつけの医療機関が入力できます。また、救急のときにも対応できます。一人暮らしの高齢者の方が病院に搬送されますと、救急車に誰も付き添いがいないときは、消防本部から福祉課に24時間昼夜関係なしに連絡が入ります。身内の方に連絡してくださいという連絡があります。そういうときに、こういうシステムがあれば、より役に立ちます。また、高齢者福祉サービスの利用状況がわかるようにします。例えば緊急通報装置、配食サービス、寝たきり老人福祉手当、危機管理課で行っております家具の固定等のサービスが利用されているかどうかも把握しておけば、一目でわかるというのが非常に良いことだと考えています。今はエクセルデータと紙ベースで持っていますが、これからは役場本庁福祉保健課と危機管理課、支所の総務室、福祉環境室に置いてネットワークで結びたいと考えています。要援護者の見守りなどが目的で、それになおかつ、災害のときに有効に使えたらと考えています。台風とか風水害のときには本当に機能するものだと考えています。災害が起こったあとのことも想定しまして、住居を検索するのに有効かなと思っております。大きな災害となれば、自助の部分と共助の部分、皆で助け合う方法が大事になってくると思います。その中で、より情報を先に得るには、こういうシステムがあれば大変有効かなと思っております。それから、デイサービスセンターですが、議会承認をいただく前に修理してしまって申し訳ありません。これからは十分注意していきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、12ページの障害者介護の給付事業ですが、課税されたら負担が増えるという話がありましたが、そこを詳しく説明していただきたい。それと13ページのデイサービスの関係の外壁の崩落ですが、築何年経つのですか。ここだけたまたま落ちたということだけではないと思うんですが、そのところを教えてください。14ページの保育諸費の私立保育所の対策事業で、障がい児の方は2名は行ってみえたということですが、それに対応する321万3,000円なのかどうか、それだけではないと思いますが、説明をお願いしますとの質疑に。

障害者介護・訓練等給付事業の件ですが、現在、障害福祉サービスを受けている方は、例えば紀北作業所へ行っておられたり、自宅で介護給付を受けている方が対象になりますが、内訳は在宅の対象者が約160名、施設へ入所されている方は約33名で、この方々の負担金なんです。町県民税所得額を利用して算出しております。税制の改正により、16歳未満の人の年少扶養控除が廃止になり、16歳から18歳の特別扶養控除が今まで58万円あつ

たのが38万円の扱いになります。それに伴って町民税が上がることがあります。その自己負担が増加しないように、厚生労働省のほうから、現行の負担になるよう対応する方針が示されていて、そのためのシステム改修費用で、課税対象になり負担金が増える方を救済するために、これまでどおりということで、現実に課税されている世帯は少ないですが、中には扶養控除を廃止されることで、負担が増えるということがないようにするための処置です。

それから、13ページの紀北町デイサービスセンターは、平成5年4月にオープンした建物でございます。築約20年ほどです。続きまして、保育所費の増額ですが、重度障がい児2名増ということで178万円です。ひかり保育園で1名から2名、相賀幼児園が0名から1名になります。合計で178万円で、障がい児を預かるということで、保育士の加配特別補助金、これが2園で107万3,000円であります。それから減額のほうで、保育所の定員減で保育所運営補助金27万円の減額があります。それを差し引いて321万3,000円です。保育園は相賀幼児園で120名から90名に30名の減ですが、通園している町内保育児童は現在89名で、定員が多いと保育所には負担をかけることになります。定員分だけで保育士を確保しなければならないということでもありますので、妥当な定員減かと思われますとの答弁でした。

次に、12ページの要保護者台帳整備事業なんですが、金額672万2,000円ですが、この金額が、この事業システムを組むための妥当な金額かどうか分からない。この中で、庁舎等のこともあると思いますが、町のデータのバックアップを週1回、他市町村にある民間団体にデータバックアップをとっているということでしたが、これもIT化されたときのデータバックアップはそういうところにされていくということでもいいのかということと、そのデータの要援護者の中に透析をされている方のデータも持っているのかということをお聞きしたいとの質疑に、バックアップの件ですが、このシステムは住民基本台帳と連動したシステムです。住基と同じぐらいセキュリティが高くて、バックアップを屋上に上げるとか、セキュリティの面と安全面には、住基台帳と同様に対応していくものです。要援護者には、透析患者の方も入っております。先ほどシステムのサーバーは福祉保健課の保管でありまして、新庁舎の4階です。このシステムを導入するのは庁舎移転後の来年1月を想定しておりますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課分の質疑は終了しました。

次に、「環境管理課」所管分については、この補正は長浜墓地、出垣内墓地の修繕に対する助成ということですね。この2つの墓地は町営の墓地ですかとの質疑に対し、長浜墓

地、出垣内墓地につきましては区管理の墓地ですとの答弁でした。

以上で、環境管理課の質疑は終了いたしました。

次に、「学校教育課」所管分については、冒頭に教育長の発言申し入れがあり、許可をいたしました。発言の内容は、昨日の本会議において、教育関係訴訟事業について、入江議員からの訴訟を回避する努力をするのも、行政としての努力ではないかという質疑に対しまして、私はおっしゃるとおりだと、私も今お聞きして、反省はしております。避けるべき努力をもっとすべきであったと、そういうふうに思います。とお答えしましたが、発言の中で、少し言葉足らずの部分がありましたので、ご説明いたします。監査結果が出されたあとも、私たちの主張をもっと相手方にご理解していただく努力をすべきであったという趣旨を述べたものであります。今後は発言に十分気をつけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げますとのことであります。

課長から、議案内容の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、11ページの教育関係訴訟事業ですが、本会議でも説明を受けて、今回の資料も見ましたが、本会議で訴訟の一部が取り下げられたことの説明がありました。この一部取り下げによって費用が変わることはないのですか。この訴訟に勝訴した場合、成功報酬は発生するのですか。ガラス飛散防止フィルムの事業で、県補助金が2分の1財源となっており、教室は教職員が貼り、難しい場所は工事請負で業者が貼るので、この場合、素人が貼った場合と業者が貼った場合は違ってくると思うが、ガラスの飛散防止が目的なので、素人が貼った場合、きちんと機能するかチェックが難しいと思うし、教職員が時間を割いて行うという懸念があります。今回のように工事請負で行う部分と、教職員が貼る部分と分けるよりも、すべて工事請負で行ったほうが綺麗にできて良いと考えますが、分けた理由はなんですかとの質疑に、訴訟費ですが、一部取り下げられたことによる着手金、報償金などの変更はありません。成功報酬については、今後、弁護士と詰めていくと思います。ガラスの飛散防止フィルムですが、やり方により強度が違ってきますが、気泡が多く入った場合においても強度は変わらないと業者に聞いています。教職員に貼っていただく範囲は、教育委員会から指定したのではなく、学校側で貼れるところを判断していただいております。また、教職員などが貼ることにより、防災意識が生徒や児童に伝わることも考えて、教職員などに貼ってもらうように進めておりますとの答弁でした。

次に、経費が変わらないのは仕方ありませんが、もう少し安くならないかと思いますが、成功報酬はあとで相談するとしていますが、このような訴訟に成功報酬が発生するのか、

しないのかは、私はわかりませんので、本来であれば、最初に詰めておくべき問題かと思
います。成功報酬が発生しないのであれば、それで良いのですが、発生するのであれば、
最初に話をすべきかと思えます。その点についてもう一度ご答弁をお願いします。飛散防
止フィルムの件ですが、気胞が入っても安全面では問題ないと、教職員の防災意識の向上
と言われましたが、必ずしも飛散防止フィルムを貼ることにより、防災意識が強まるかは
疑問です。防災意識の向上は違ったやり方があると思えますので、その辺を踏まえて、こ
の際すべて工事請負費でしたほうがきちんとなりますし、業者がしたので大丈夫ですとい
うやり方をとるべきかと私は思えます。課長の説明では納得しにくいです。584万1,000
円がフィルム代で、工事費が1,416万円なので、全部業者がした場合と、一部を行う場合
と試算などしたのか、答弁を求めますとの質疑に。

成功報酬については、まず弁護士と協議しているのは口頭弁論まで、どういったことを
するのか、それに対してどういったことが必要なのかということを確認しています。訴訟
は1年ぐらいはかかると言っておりましたが、具体的に成功報酬は詰めておりませんので、
今後そのようなことを頭に入れて協議していきたいと思えます。フィルムは全部業者です
べて貼った場合と、教職員が一部を貼った場合の比較はしております。業者ですべて貼っ
た場合は、およそ700万円増額しますとの答弁でした。

次に、11ページの訴訟費用です。本会議でもありましたように、結果がわからないので
すが、費用はどのようになるのか、答弁を控えさせていただき言っておりましたが、そ
の点は打ち合わせの中で詰めておかないと、結果により訴訟費用を原告側に請求するの
かなど、申し立てしておく必要があるのでは、そのようなことを弁護士と相談しているの
ですか。成功報酬は事案によって違ってくると思えますが、詰める必要があると思えます。
今、協議しているということであれば良いが、全然していないということであれば、話を
しておくべきかと思えます。地震に対するガラス飛散防止フィルムですが、紀伊長島幼稚
園もアクリル板やガラスを多く使って、建設当初は明るくて良いということでしたが、地
震が発生したときはどうなるのか、幼稚園児のケガの原因になると思っていたが、飛散防
止フィルムを貼ることにより安全になったので、今回、船津幼稚園、引本幼稚園が貼られ
るということで良いことだと思えます。飛散防止フィルムは貼ることにより飛散は防止さ
れますが、ガラス自体の強度が強くなるのですかとの質疑に、訴訟の成功報酬などにつ
きましても、今後、協議していきます。ガラス飛散防止フィルムですが、ある程度の強度は
増すと思えますが、貼ったからといって割れないわけではありません。あくまでも飛散防

止をするフィルムですとの答弁でした。

訴訟ですが、結果はわからないのは当然のことですが、もし原告が勝てば、被告に費用を求めてくるかもしれません。是非、具体的な話をして弁護士と相談していただかないと、質疑の中でもありましたが、議会も議決し、議員も手順を踏んできた事業に訴訟が起きてしまっているのです、訴えられたからには、こちらも弁護士を立てて争う必要があるのです、途中で和解できるかもしれませんが、和解にならず結審を迎える前に、費用についても事前に話しておくことが大事かと思っておりますので、今、話をしているのですが、全然話をしていないのかどうか、どうですかとの質疑に、協議はしております。確定はしておりませんとの答弁でした。

訴訟費用の資料の内訳の中に、成功報酬は含まれていないということはわかったが、委員からは訴訟、結審したときの成功報酬が必要なのか、必要でないかの回答を求められており、額がわからなくても良いので、見当がつくのであればいかほどになるのか。この場で回答はできないと判断して後日の回答を求めました。

以上で、学校教育課所管分の質疑は終了しましたが、委員会終了後、別紙により追加説明がありました。内容は報償金というのは事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うものです。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、全く不成功の場合は必要ありません。今回の訴訟の報償額につきましては、裁判の結果が出た時点での協議になります。事件がどういう結果で終わるかによって違ってきますが、旧日本弁護士連合会報償規定に準拠しながら、紀北町と楠井法律事務所が協議しながら決定する予定でございますとのことでした。

次に、「生涯学習課」所管分については、課長の予算書説明後、質疑に入りました。

委員から、紀北教育会館の浄化槽の修理を行うことについて。また、東長島公民館のエアコンを購入することについてですが、エアコンは以前からあったものが故障したため購入するのか。これまでエアコンがなかったため購入するのかを答弁を求めますとの質疑に、紀北教育会館の浄化槽については、近所の方から浄化槽の音についての苦情がありました。今回、補正予算を計上させていただき、修理代に充てさせていただきます。東長島公民館のエアコンについてですが、エアコンはこれまでもありました。以前から故障した際には修繕を行い使用していましたが、しかし、10年以上前のものです。今回、修理するための部品がなく、修理不可能ということですので、新しく購入し、設置させていただく予定ですとの答弁でした。

次に、東長島公民館のエアコン故障のことについてですが、紀北中学校の解体時に出たエアコン等の備品について使用できるものが保管してあると思います。このような備品について使用することはできないのですかとこの質疑に、紀北中の備品について使用できるものについては、使用していくと話をしています。しかし、今回は東長島公民館事務室のスペースに合うエアコンがなかったため、新しく購入させていただきたく予算計上をいたしましたとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。

以上により、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に関する教育民生常任委員会所管関係の質疑は、すべて終了しました。

討論に入り、討論はありませんでした。

次に採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑に入り、政府では、後期高齢者医療制度は5年で廃止と言っていましたが、その後の見通しについて何かつかんでいましたら教えてくださいとの質疑に、国保新聞の報道や国保連合会及び後期高齢者医療広域連合の会議等の説明により把握している範囲では、まだ不透明な状態という表現の仕方が適切かと思えます。今後、いつ、どうなるかというような情報は入ってきていませんとの答弁でした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についての審査を行いました。

なお、審査にあたり、堀財政課長の出席を求め、出席しました。

質疑に入り、解体を決めてから業者選定に至るまでのプロセスを説明していただきたいとの質疑に、環境管理課長から、平成23年度に旧ごみ処理施設を解体するために、環境衛生センター解体の仕様書を盛り込んだ循環型社会形成推進地域計画書を、財団法人三重県環境保全事業団に委託し作成しました。その後、12月に県、環境省に提出し、今年の4月に内示が出ました。解体後、ストックヤードを建設することで、循環型社会形成推進交付金の要件に該当するとのことです。解体工事には性能発注方式を選択しております。性能発注方式とは、解体工事の工法は多種多様で、その業者ごとに独自の設計仕様、あるいは特許工法を持つことが多く、このため発注が設計図書にこれらの詳細な仕様を定めず、概略の仕様や基本的な性能設計に基づき、設計と施工を一体として発注する入札方式で、必要な性能項目について一定の品質を満足することを条件として発注する方法です。今回の場合もそうですが、ほとんどの廃棄物処理の解体にあたっては、性能発注方式を採用しております。これは環境省の推薦でもあります。今回、町としては性能発注方式を初めて採用することでもありますので、今年の4月28日に、焼却施設を解体した実績を持つ伊賀南部清掃事業組合へ財政課とともに視察に行き、さまざまな話を聞かせていただきました。その後、財政課に契約関係をお願いしたわけです。

財政課長から、3月定例会にて予算をお認めいただき、新年度に入り環境管理課と事業の執行にあたり協議してきました。町内業者でお願いできる業務は、できるだけ町内業者に発注するようとの議会からの要請もあったことから、これを念頭において検討を重ねてきました。検討を進めていく中で、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて、行わなければならない特殊な工事であることを、再認識しました。科学知識等を必要とする専任の作業指揮者を置く必要もあり、4月から町内業者で対応できるか、県内他市町村の発注方法も調べながら検討を重ねてきました。より安全・安心な事業実施のためには、施工実績を持つ業者の選定が必要であります。町内業者に

は実績がなく、しかし、町内業者の育成、配慮も考慮して、実績ある大手業者と町内業者のJVでの発注とすべきという判断に至りました。その後、7月18日に入札審査会を行い、入札方法、入札対象事業要件等の審査を行い、7月20日に入札公告を行いました。参加業者に現地確認をしていただくために期間を設けたうえで、入札参加申請期限を8月16日とし、今回は特殊工事であるため技術提案の提出も合わせて求めました。結果、16日の申請期限までに2つのJVの参加があり、同時に技術提案書の提出もありました。技術提案書については、8月24日までに第三者であり施工監理委託先の三重県環境保全事業団に、工法等について安全基準を満たすか否かの書類審査をしていただきました。8月28日には、三重県環境保全事業団の職員に出席していただき、入札審査会を行いました。審査会では、技術提案書について2JVともに適正であるとの報告を受けました。事業団の報告を踏まえ、検討した結果、審査会として適格と判断したあと、入札通知を8月29日に送付し、9月7日に入札を行いましたとの答弁でした。

伊賀南部清掃事業組合の解体工事では、設計金額は2億6,604万1,000円ですが、紀北町の場合はいくらですか。また、焼却施設の規模もお聞きしたいとの質疑に、予定価格は1億5,003万3,450円です。伊賀南部清掃事業組合の解体工事を行った焼却施設の規模は、50t処理の焼却施設が2炉で、16時間で100t処理できる施設でしたとの答弁でした。

紀北町の焼却施設の規模もお聞きしたいとの質疑に、本町は2炉であり、1日8時間で25tです。伊賀南部の焼却施設は紀北町の4倍でありますとの答弁でした。

4分の1の規模であるならば設計金額は高かったのではないかと。規模を考えて精査すればもっと設計価格を安くできたのではないかと思います。精査しなかったのですかとこの質疑に、予定価格は三重県環境事業団に解体工事の実績がある業者3社を選定していただき、その3社に見積書を提出していただき、平均値を求め予定価格を設定しましたとの答弁でした。

見積額を発言させていただいてよろしいでしょうかとの課長の問いに、昨日、本会議で当町の設計金額が1億5,003万3,450円の根拠を示せという質疑がありましたが、これについての資料提示がありません。3社の見積から設計金額を設定させたとの答弁でしたが、設計金額の根拠を示せということでもありますので、書面で提出していただきたいと委員長から資料提出を要求しました。

資料があり、コピーしたあと委員に配付をしました。委員長から資料確認をします。資料4、議案書5ページの工事概要ですが、それぞれ一式と記載されています。一式ではチ

エックできないので、詳細を示してほしいとのことであったと思いますが、これについては資料は用意していますかとの問いに、財政課長から、瀧本議員のご発言かと思えます。瀧本議員には説明させていただきましたが、実施設計ではなく、性能発注方式を採用していますので、設計と施工を一緒に行うことに伴い、積算書の内容も何々工事一式という内容で設計金額を設定しております。落札した会社の積算の内訳と設計金額の内訳をとりまとめて作成したものと、仕様書等も用意しておりますので、配付させていただきますとのことでした。

委員長から、提出された資料について内容説明を求めました。

環境管理課長から、配付させていただきました資料は、三重県環境保全事業団に予定価格設定のため見積書を徴集していただきました。内容につきましては、安全対策、汚染除去工事に着目し、AからFまでの見積でした。事前見積書のため技術提案などは積み上げられておりません。また、一般競争入札を予定しておりましたので、選定業者が入札へ参加することが未定でありましたが、その3社の平均値を求め予定価格に設定しました。

財政課長から、もう1つの資料であります、解体工事の内訳説明をさせていただきます。

昨日の本会議の川端議員の質問に関係することです。工事内容のAからFまでを足しまして直接工事費計。その下に共通仮設費、現場管理費、一般管理費を足して、諸経費と呼ばれる間接工事費が記載されています。昨日の質問は落札業者の直接工事費はいくらかとの話であり、公表できませんと回答したかと思えます。その後、業者に了解を取り川端議員にお示ししました。今回の落札業者の浅沼・平野JVの直接工事費が1億220万4,730円、間接工事費が1,879万5,270円で、合計1億2,100万円が入札金額で、消費税を加えますと仮契約金額の1億2,705万円となります。直接工事費に関する間接工事費の割合ですが18.39%となります。一方、町の設計金額ですが、3社の平均で直接工事費が1億1,130万3,000円、間接工事費が3,158万6,000円となり、割合は28.3%となります。合計は1億4,288万9,000円で、消費税を加えて1億5,003万3,450円となり、これが予定価格です。設計価格の内訳を提示することはありますが、議会から落札業者の積算内容の提出を求められたのは初めてで、確認してから回答させていただくとお答えしました。その後、落札業者に確認したところ、開示しても結構ですとの回答をいただきましたので、本日、提示をさせていただきましたとの説明がありました。

委員から、本体工事を委員会に付託されて審議することとなりましたが、私たちも専門

家ではないので、詳細な資料と突き合わせて審議することは難しいと思います。私見ですが、資料の提出は本会議で要請のあったもので、伊賀南部清掃事業組合の解体工事との比較も重要ですが、規模等の条件も違うので専門な知識を要しますので、議会が判断するのは難しいと考えます。基本的には、契約金額が当町にとって適正であるか判断し、私はその見地から質疑をしたいと思います。

昨日、本会議の質疑でありましたが、解体廃棄物運搬処分における処理先を明らかにしていただきたいという点と、周辺環境調査の場所を説明いただきたいとの質疑に、廃棄物の運搬処分費として 2,739万円の見積根拠ですが、3業者に紀北町の施設をご覧いただき、見積もった金額の平均値を採用したものです。解体工事の排水と廃棄物ですが、汚染をしているのは除去してダイオキシン類等の検査をします。1グラム当たり3ナノグラム以下で安全性が確保され、再利用できるものは活用し、3ナノグラム以下のものは特別産業廃棄物になるので、三重県に2箇所ほどある最終処分場へ運搬し、安全に処分することになります。水で洗浄する場合は循環利用し、最終的にはタンクローリーに詰め込んで最終処分場へ運搬し処分します。

調査分析ですが、仕様書にも最低限度の調査をする記載があり、ダイオキシン、重金属等の調査にあたっては、大気調査をして炉の中のサンプルもとって分析します。それに応じて管理区域を決めて、レベル1からレベル3を選定し、レベル3になれば重装備の防護服を着用して、除染作業を行うことになっています。ダイオキシンの飛散防止は、ばく露防止対策要綱に基づいて行いますが、あらかじめ民有地との境界の4箇所を測定し、作業後も測定し飛散されているか否かを確認します。工事の施工にあたり、業者はダイオキシン類のばく露防止法に基づいて、改めて施工計画を策定し、それを三重県環境保全事業団がチェックし、その後、熊野労働基準監督署へ提出します。熊野労働基準監督署の書類審査の中で、ダイオキシン類の調査項目の追加、防護服の変更等の指摘があった場合は修正します。その後、書類を再提出し、承認されたら工事着工します。町としては安全性を重視しますので、安全で安心できる工法で工事をしていただくよう要請します。安全性を確保するために、周辺調査を含めたチェックを確実に行います。議会で承認後、住民説明会を予定しており、住民の方から調査の要請がありましたら、対応できるように考えておりますとの答弁でした。

今現在、さまざまな案件を考えていますが、工事の途中で突発的に事案が生じた場合には、どのように対応していただけるのか。協定等を結んでいるのか。あるいは結んでいな

くても大丈夫なのか。その点について説明を求めますとの質疑に、仕様書の中に、ばく露防止対策要綱に基づいて、業務を施工するように謳っていますので、途中で突発的な事案があった場合には、責任をもって請負業者が対応するようになっています。責任能力などを含め事業実績のある大手業者が必要であると考え、JV採用の判断について、その点を考慮させていただきましたとの答弁でした。

次に、ごみ処理施設の解体工事ですが、当初は免許があれば町内の業者もできるというところから出発したと思います。課長の説明でありましたように、三重県環境保全事業団に相談しながら事業を進めてきたとのことですが、入札金額の問題で条件が違う中での設計価格の設定であるので、高い、安い判断は難しいと考えます。住民に対する安全な施策として要望があれば、新たに測定場所を設けるとの話ですが、住民説明会はいつごろになりますかとの質疑に、住民説明会の開催前に加田区長と古里区長には事前に話はしてあります。議会の承認を得ましたら、業者と一緒に区長のところへお伺いし、お願いしようと考えています。それに合わせて施工計画を策定して、熊野労働基準監督署へ提出する予定ですとの答弁でした。

次に、判断材料、資料の伊賀南部清掃事業組合の入札結果において、予定価格が2億6,600万円、入札金額が9,990万円、37.55%の落札率ですが、それを見ながら今回の解体工事を審査しても判断が難しい材料であります。委員会付託という形で、入札が終わっていますが、入札の内容が適切であったか否かを考えたとき、判断が難しい材料です。予定価格に対して落札率がこうなるとわかる方があれば、お聞きしたいとの質疑に、条件という部分で、場所の違い、最終処分場への遠近や、3.11の前と後という時期の違い、東北地方での仕事がたくさん増えて、多くの業者がそれらにシフトされたという話も伺っています。また、大きな規模の解体は落札率が低く、規模が小さい場合は落札率が高くなっている例もあります。私たちも入札の施工については十分気をつけて行っておりますので、落札率の理由をご質問されても答えようがないというのが正直な気持ちです。場所、時期、規模等を含めた総合的な結果であろうと思われまるとの答弁でした。

次に、伊賀南部清掃事業組合の質問に関連しますが、入札金額は1億489万5,000円で、落札率39.4%で受注しているとのことですが、単純に当町の1億2,705万円を比較しますと、差額は約2,200万円となります。課長は説明できないということでありましたが、3.11以降、3.11以前の相場というものがあると思いますが、どれくらい影響しているのか業界の予想がある程度つくのではないのでしょうか。運搬の距離の問題ですが、県内には2

箇所ほど処分場があるということでしたら、そこまでの距離を積算すれば予測は立てられるのではないのでしょうか。予測が立つと考えれば、質疑に対する回答はできるのではないのでしょうか。その点、もう一度調べられませんかとの質疑に、結局、実施設計で分量や回数をきちんと設定すれば可能かと思われませんが、性能発注方式を採用しており、適正に執行していただければ足るという方法をとっております。運搬に距離が違うことなどの違いがわかれば原因もはっきりするのではないかとということも理解できます。ただ、数量的なことがわかりませんので、運搬の距離を踏まえた積算をすることは難しいと思われますとの答弁でした。

昨日の本会議においても質疑がありましたので、積算可能かどうか検討してほしい。いかがですかとの質疑に、先ほどの廃棄物処理費の部分ですが、実は仕様書の中に売り払いできる鉄等の有価物が生じることが記載されており、伊賀南部清掃事業組合ではこれを考慮して、マイナスの2,000万円ほどになります。その分を差し引いて入札していると考えられます。当町も有価物が生じると考えられますので、その点を考慮して入札参加したと考えますと、当町の有価物は伊賀南部清掃組合の場合よりも少ないという判断ではないのでしょうか。伊賀南部と当町を比較した場合、有価物の積算金額の違いをあげることはできますが、入札率の開きは正直何が原因か、特定するのは難しいと言えます。精査する時間をいただきたいと思われますとの答弁でした。

作業環境測定の中で、加田地区と古里地区に住民説明会を予定しているとの話でしたが、環境測定を考えている場所と頻度について教えてくださいとの質疑に、解体前に4箇所の環境測定を予定しています。それは環境衛生センター内の煙突側の紀伊長島リサイクルセンター側に2箇所、管理センターの古里寄りのところに1箇所、管理センターの登り口から登ったところに1箇所を予定しています。4箇所に標準土をまいて作業前と作業後に調査をすることとしています。解体前のダイオキシン類の大気環境調査ですが、境界付近の4箇所で24時間測定を実施する予定です。浮遊粒子状の物質についても同じ場所で24時間、また、アスベストも同様に実施する予定です。解体作業中の大気環境の測定を4地点で除染作業中と除染作業後の2回、24時間実施を予定しています。浮遊粒子状の物質についても同様です。アスベストについては工事作業中の敷地境界付近の4箇所にて4時間測定を実施する予定です。水質、底質ですが、2回ほど敷地内の放流槽で採取し、ダイオキシン類の検査を実施します。作業中の管理区域である工場棟と煙突の2箇所を対象に、ダイオキシン類の調査を行いますとの答弁でした。

検査予定地として煙突、管理センター、入口付近の区域内にあります。民家は必要ないですか。加田地区、古里地区の説明を予定しているとの話でしたが、2つの地区だけで大丈夫なのか。もう1点は、どのレベルまで達すれば作業中止するなどの測定基準の項目をつくるべきかと思います。この事業は環境に配慮すべきだと思いますので、調査分析において測定場所、頻度、アスベスト、ダイオキシン等の検査項目、基準等がわかりやすい環境測定表を提出してほしい。許容範囲を超えた場合、どのように対処するのか教えてほしいとの質疑に、環境測定表についても作成します。基準許容範囲については業者に確認してから報告します。民家の測定ですが、住民説明の際に要望等があるかと思いますが、そのときに対応したいと考えていますとの答弁でした。

次に、昨日の本会議の話ですが、コピーして資料配付ができないので、委員会席に置きますという発言があったと記憶していますが、今、現時点で委員会室にはそのような資料はないので、どのようになっているか答弁を求めますとの質疑に、実施設計書のような分厚い書類ではなく、今、配付させていただきました仕様書、図面等の資料ですのでご理解くださいとの答弁でした。

町長の発言した閲覧用文書は、今、配付してもらった書類と理解してよろしいですかとの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

次に、三浦地区にもクリーンセンターがあり、公害防止協定を結んでおり、臭いが出た場合にはすぐに機械を止めることになっています。この環境調査も仮にダイオキシンが出た場合には工事を止めてすぐ調査する必要があると思います。風向き、風量に注意していただき、範囲も加田地区にとどまらず、中ノ島地区の人も希望者がいるかもしれません。風向きと強い風には十分気をつけるよう業者に申し入れていただき、住民説明会には解体工事付近の人の意見を聞いて対処していただきたいとの質疑に、除染作業するときには足場を組み、シートで覆い除染します。高圧洗浄し、手で解体を行います。その際、ダイオキシンが外へ出ていかないように中を閉めて、負圧集塵機を用いて外部との飛散防止を行います。風の強い日には、作業しないよう業者に申し出をしますとの答弁でした。

以上の質疑、答弁の中で、伊賀南部の施設と当施設の入札額について、さらに精査が必要であること、環境測定表を業者に確認し、作成が必要であるため、日を改めて9月14日に、再度審査を行うことにしました。

平野倅規議長

ただいま、委員長報告の途中でございますが、11時20分まで暫時休憩させていただきます。

(午前 11時 10分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11時 20分)

平野倅規議長

教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

それでは、引き続き報告いたします。

まず、14日の議案第52号審査の前に、少し訂正をします。

議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、この事項で採決の結果を全員賛成と報告しましたが、賛成多数でありましたので、訂正をさせていただきます。

それでは、引き続き9月14日の審査について報告します。

委員長から伊賀南部の施設と当町の施設の入札額の差について、精査結果と環境測定について資料の提出と説明を求めました。

まず、入札金額について財政課長から、伊賀南部衛生組合の工事落札率と本町の工事の落札率に大きな差が生じている、その要因について整理してみましたのでお答えします。前にも述べましたが、基本的に、時期、場所、規模による違いがあろうかと思えます。入札時期については、3.11の東日本大震災前と後ということでは、建設業界を取り巻く社会情勢の違いが出てきており、震災後は東北地方での災害復旧、復興の大きな工事が増えていることから、大手業者のシフトに違いが生じてきていると考えられます。

次に、場所についてであります。工事の発注場所が違えば、最終処分施設までの距離ひとつとってみても、積算の差が生まれてこようかと思われます。

次に、規模の違いについてです。県内の同種工事の入札実績を見てみますと、比較的工事規模が大きな場合は低落札率であり、工事規模が小さい場合の落札率は比較的高い傾向にあります。つまり小さな規模であっても、安全対策工事や排水処理施設工事、解体廃棄物運搬処理処分の必要な設備などは、大規模な工事同様に必要であることから、割高となる面があるためではないかと推察されます。このように状況的に異なるそれぞれの落札率を比べることは、本来、難しい面があります。しかし、あえてもう少し踏み込んで入札時に提出された落札業者の内訳書と、伊賀南部での工事における内訳について、具体的に比較してみますと、廃棄物処分費においてかなりの差があると思われます。この2つの工事におきましては、各解体施設の有価物を落札業者の売却益として考慮することとして入札しており、当町に比べ伊賀南部において有価物としての資材が多かったものと思われます。

具体的には、直接工事費での対比で、伊賀南部では廃棄物の運搬費や処分費を含めても、有価物の取得費を考慮に入れると2,000万円の利益が上がり積算されています。ところが、紀北町の入札においては、有価物の買い取りを考慮に入れても、逆に1,733万円の廃棄物処分費がかかると積算されており、2つの工事の積算において3,733万円の価格差があります。この直接工事費の価格の差に諸経費を掛けることになるので、2つの工事の積算価格に違いが出た1つの要因になったのではないかと考えます。

このような結果になった理由としましては、解体施設の建設年月日等の違いによる資材の価格と、規模の違いによる有価物の総量の差によるものではないかと考えます。しかし、これはあくまでも各企業の設計、積算による入札でありますので、あくまでも推測の範疇ですが、落札率開きはこれらの複合的な要因になるものではないかと考えられます。明確な回答と言えないかも知れませんが、どうでしょうか、ご理解いただきますようお願いいたしますとの答弁でした。

委員から、規模の大きさによって落札率が違う場合が見受けられるとの答弁されましたが、例えば県内でどのような事例があるのか、答弁を求めますとの質疑に、県内市町の同種工事の落札率状況について、平成18年度に伊賀市で、予定価格4億5,400万円の工事が、落札率34.2%の実績があります。平成20年度亀山市の場合は1億3,000万円で、落札率が83.9%でした。平成21年度南牟婁郡清掃施設組合での工事は1億2,700万円で、落札率は55.7%、同じく平成21年度に松阪市で予定価格1億円の工事の落札率が64.9%でした。繰り返しますが、昭和22年の伊賀南部の場合は2億6,600万円の工事が、37.5%ということでありました。一概に規模が大きいから落札率が低く、規模が小さいから落札率が大きい

と言えないかも知れませんが、実績として紹介しましたとの答弁でした。

次に、今の落札率ですが、入札の形態が違うのではないかと。本町では予定価格があり、安ければいいというわけではなく、先ほどの説明では本町のラインよりはるかに超えているものがあるが、その点を説明してほしいとの質疑に、廃棄物の工事については環境省からの通達で、かつては最低制限価格を設定していた工事でありましたが、会計検査院から最低制限価格の設定することにより、自由競争を阻害しているという指摘がありまして、特に補助事業については最低制限価格を設けることのないようにとの通達がありました。そのことを踏まえ、当町においても本工事に最低制限価格の設定はしていませんとの答弁でした。

解体工事請負契約の締結の審議を委員会に付託されたことは、初めてかと思いますが、落札価格と予定価格の記入がありますが、設計書には単価が入っていません。どれほど高いのか安いのかわからないし、対比表もない状態で、当委員会において何を審議すればいいのだろうか、審議する内容がわかりませんとの質疑に、通常の工事は詳細積算による実施設計書を作成しますが、廃棄物施設等の解体工事においては、本町に専門的に積算できる職員もおりません。設計と施工合わせて発注する性能発注方式を採用する市町が多数でして、本町もこの例を選択しました。この方式は設計書の中へ単価表を示せず、何々工事一式と記載しておりますとの答弁でした。

廃棄物施設の解体工事の積算ができる職員がいないので、工事委託先の業者に積算をさせたあと、入札へ参加させるなど、とんでもない話ではないかと。コンサルタントも多数いるのだから、そのような方法は今後採用してはいけないと指摘します。もう1点は、平成15年に奥山旧紀伊長島町長が、今回の解体工事を予算計上したことがあり、地元の1社入札であったと記憶しています。そのときダイオキシン類の除染処理等のできる地元業者がいるか質問したところ、対応できますとの答弁をいただきました。講習を受ければ工事の対処ができるということでした。その後、町内業者へ通達し、受講してもらったとのことでした。それから数年経過しており、その時点で比較してダイオキシン類を取り扱うにあたり、より高度な資格が要るのならまだしも、その当時の資格で対応できるのなら、地元業者へ発注すれば良かったのではないかと。平成15年当時の資格で大丈夫なのか、現在、地元には有資格者がいるのか否かについてお聞きしたいとの質疑に、委員の指摘のように、コンサルタントに委託して実施設計を積算させることは可能です。ただ、環境省の通達では廃棄物施設の解体工事については工法がいろいろあるので、実施設計を設けることに限定す

るよりも、性能発注方式を主にするようにとの指導もあり、今回、選択しました。

3月定例会の教育民生常任委員会において、委員から質問がありまして、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱によると、作業指揮者の選任が必要であると答えました。その際、作業指揮者は科学的物質の知識を有する者の中から選任する必要があるので、それを踏まえて業者の選定を検討していきたいと説明しました。ダイオキシン類業務にかかる作業指揮者の養成研修を受けた職員を有する町内業者が何社あるのか把握しておりません。ただ、講習を受けた人がいたとしても、指導実績を持つ方はいないものと考えますとの答弁でした。

奥山旧紀伊長島町長時代に解体工事を予算計上した際、ダイオキシン類の有資格者を有する会社が1社しかないので、町から通達し町内業者に受講してもらった経緯があります。そのとき取得した免許を有する業者が町内には多数あるが、それ以上に難しい免許等が必要とされ、町内に1社もないのであれば理解できます。その点を確認しないことが大きなミスであるかと思えます。コンサルタントの導入、性能発注方式の採用についての是非を考慮し、環境省の通達文言についても確認されたいとの質疑に、通達は性能発注方式を採用しなさいというわけではなく、性能発注方式が好ましいという内容であります。県内の交付金事業実施市町の多くが採用していたことでもありましたので、本町も採用しました。業者の選定については基本的に町内業者でできることは町内業者にお願いするという考え方を持っています。ダイオキシン類業務にかかる作業指揮者の養成研修を受けた職員を有する町内業者が何社あるか検討する必要もありましたが、資格を持っていたとしても、町内業者にはその実績がないことから、安全面を考えた場合、作業指揮者を設置したとしても、それを管理する必要があると思いました。それならば、作業指揮者を有し、かつ工事実績のある会社をお願いしたほうが安全な工事を遂行できると考えました。他市町村の入札状況を確認したところ、本町が発注しようとする同規模工事の例においては、ばく露防止対策要綱が施行されてから、解体工事を行った実績ある業者により工事が実施されました。そのことを踏まえ、町内業者の育成、配慮を含めて実績ある大手業者と地元土木のAランク業者とのJVへ発注すべきであると判断しましたとの答弁でした。

委員から、町で積算できないのであれば、今後、コンサルタントに頼めばよい。何でも他所の業者の右へならえをしたらいいのではない。その前に町の業者の実力を信じるべきであるし、育成すべきであるとの意見がありました。

次に、委員長から、環境に関する説明を求めました。

環境管理課長から、前回の課題となっておりました環境測定の一覧表を提出していただきまして、その資料に基づいて質疑を行いました。

委員から、12日の委員会においても発言しましたが、ダイオキシン類は人体に悪影響を及ぼすがゆえに、人間のために測定するもので、資料によりますと0.6ピコグラムTEQ以下が排出基準とのことですが、ダイオキシン類が検出されたときには、直ちに作業を止めて原因を究明する手立てをとることを徹底していただきたい。そのことが住民の皆さんに対しての不安を払拭することと考えますが、どうですかとの質疑に、万一そういうことがありましたら、作業を停止して原因究明にあたります。今回の発注仕様の中で解体工事の範囲以外の施設の損傷や汚染防止に努めるよう謳っており、万一、損傷や汚染が生じた場合には、業者の負担により速やかに対処するように指定してあります。工事全般に関してのことですが、十分安全を確保して進めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、2枚目の図3、水質・底質検査位置について、敷地内放流枡水質・底質調査位置が1箇所しかなく、どうしてこの位置なのか、わかりにくいので教えていただきたいとの質疑に、ここに排水の施設内の集水枡があるので、この位置での測定になりますとの答弁でした。

次に、住民説明会ですが、しっかり実施していただき、いろいろな意見が出た場合の対処をお願いしたい。加田、古里地区と聞いておりますが、風向きを加減等を調査して、十分に住民の方々と話し合いをしていただきたい。事業を進めるにあたり、再度確認の意味で答弁を求めますとの質疑に、9月定例会でご承認いただければ、直ちに加田、古里地区の区長さんへ住民説明会の日程等について相談に伺います。以前、解体工事に関する要件で、加田、古里地区の区長さんには挨拶に伺っております。住民説明会において要望等がありましたら、それに対して対応を考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、重金属6種類の説明をお願いします。また、水質・底質調査位置に関する答弁に関する質問ですが、頻度、予定日等をお聞きしたいとの質疑に、重金属の6種類とは、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンです。水質調査の頻度ですが、解体作業前1回と、解体作業中1回の計2回ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対討論として、海山町の施設の規模が紀北町と同じであるのに、解体工事の落札率が50%でありました。どう考えても、今回の契約金額は1億円、または9,000万円を下回る事案であると思えます。御浜町は本町よりも50kmほど南に位置し、廃棄物を運搬する距離が長いのであるから、その点を勘案しても1

億 2,000万円の契約金額もそうですが、1億 5,000万円の設計価格も高かったのではないかと。伊賀南部の施設と比較しても、4分の1の規模であり、財政的にもそういうことから再度設計価格を精査し試算を行い、もう一度入札をやり直すことが町の財政、議会行政としても適切な処置であると考えますので反対しますとの討論でありました。

賛成討論として、この施設は旧町時代の稼働しているときから、煙突から真っ黒な煙が出るなど、いろいろ問題がありました。それだけに、1日も早く解体事業に着手していただきたい。もう1点ですが、伊賀南部の件も含めてですが、落札価格が高いという話や、何々工事一式という難解な内訳書、談合の話もなかったなど、今回の契約金額が適正価格であるかの判断はできません。しかしながら、1日も早いごみ処理施設の解体工事を終わることを祈念し賛成討論しますとの討論がありました。

採決に入りまして、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第2号 義務教育国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書の審査を行いました。

関係課長に出席をいただき、事務局が請願書を朗読のあと質疑に入りました。

委員から、地域間格差が約6倍、東京が164.8%、秋田が26.9%で、格差としては広すぎると思いますが、実際に東京と秋田でどのような格差が出てくるのですかと質疑に、私たちは統計として話を伺っており、また、指導も受けております。こういった事実があるということですが、原因については聞いていませんとの答弁でした。

一般財源化によって地域の格差が広がっているということですが、実際には教職員は加配などで県も十分に考えていると思います。ただ、修繕や学校運営にかかわってくることは格差が出てくれば修繕したくても修繕ができない状況になっています。東京が都会で秋田は農村が多いということで、これだけの格差が出ているので請願の趣旨はもつともだと思います。今後もこの格差について聞かせていただきたいと思いますとの質疑に、補助金であれば使い道もわかりますが、負担率が3分の1に縮小され、残りは一般財源化されています。一般財源として各市町に交付され、その中で各自治体によって使い方が違います。裕福なところだと、より良い教育予算を付けることができますが、違うところに予算が付けられることもあります。地方公共団体によって格差が出ている状況でありますとの答弁でした。

これで質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、

よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当であります。

次に、請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書の審査を行いました。

事務局が請願書を朗読し、質疑に入りました。

小学校30人学級、下限25人という数字の人数は、人数が多い学級を少ない学級にするという趣旨かと思いますが、当町では逆ではないかと思えます。1学級4人、5人、10人の学級もあるので、この請願に当てはまるものか、もっと広い趣旨での請願になっているのか、わかれば教えてくださいとの質疑に、1年生、2年生の30人学級については、国の政策は35人学級ですが、三重県の方針により30人学級、下限25人とされております。複式学級とは違いますので、当町においても当てはまると思えますとの答弁でした。

下限というのは少なくとも25人にするという意味でなく、なるべく少ないほうが良いという意味でよいのでしょうかとの質疑に、三重県の30人学級、下限25人の解釈ですが、1学年最低73名いる学年から対象になります。24人、24人、25人となった場合に下限が25人となり、それ以上であればクラスを分けることができる三重県独自の制度でありますとの答弁でした。

多い人数の学級のクラスを分ける場合の基準の下限が25人ということで、今現在、それ以下の人数で1学級しかない学校であれば、この請願には当てはまらないと認識してよろしいですかとの質疑に、この請願の理由については、三重県では現在行っていることを例としてあげていますので、請願の中身としては計画的に少人数学級にしていきたいという趣旨です。また、人数についても30人学級を目標にしていきたいという請願ですとの答弁でした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当であります。

次に、請願第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査を行いました。

事務局が請願書を朗読し、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当であります。

次に、請願第5号 防災対策の見直しや充実を求める請願書の審査を行いました。

事務局が請願書を朗読し、そのあと質疑に入りました。

質疑はありませんでした。討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当であります。

次に、陳情第1号 一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）の許可業務の改善を求める陳情書の審査を行いました。

事務局が陳情書を朗読のあと、環境管理課長に許可業務の仕組みについて説明を求めました。一般廃棄物収集運搬業については、市町村が行うのが原則であります。それについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に、市町村は当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないということになっており、これは一般廃棄物処理基本計画のことになります。

次に、同法第6条の2に、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように収集し、これを運搬し、再び処分しなければならないとなっており、市町村で行うことが困難な場合に限り、市町村長は一定の要件を満たした業者の申請により、一般廃棄物処理計画に基づいて一般廃棄物処理業の許可を与えることができますとなっています。

また、同法第7条第5項及び第10項の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないとなっていますとの説明がありました。

今の説明で、一定要件を満たした業者と言っているが、その要件は何なのか。その要件を含んでいる法律の資料を持っていたら配付してください。その資料に基づいて要点の説明をお願いしますとの質疑に、環境課長から、関係する法令及び条例についての資料の提出、そして要点の説明を受けました。

質疑に入り、いろいろと条例がありますが、最終判断は町長ですよねとの質疑に、そのとおりですとの答弁がありました。

これらの許可期間は何年になるのですかと質疑に、期間については有効期限が2年に

なります。運搬収集区域については申請者が指定した区域になっており、現在は区単位になっています。一般廃棄物収集運搬の種類は、し尿、浄化槽汚泥となっています。浄化槽清掃業の許可条件としましても、許可の有効期限は2年になります。清掃区域は区単位となっています。遵守事項として浄化槽法施行規則第3条の基準に従い、行うようになっていきますとの答弁でした。

次に、本来はこの業務は法律上、町がやらなければならないのですよねとの質疑に、先ほど法律のところで説明しましたが、町で行うことになっていますとの答弁でした。

なぜ、町が今までこの業務をやらずに業者にやらせてきたのか、その結果、陳情者が記載したさまざまな問題が起きていると思いますが、どうですかとの質疑に、町が収集運搬業を行うのに困難である場合は、一定の要件を満たす業者に許可を与えてもよいということになっていますので、町はその当時、収集運搬の業をするのが困難であったため許可を与え、現在に至っていますとの答弁でした。

尾鷲市の事情は把握していますか。し尿収集運搬、浄化槽清掃については市がやっている部分と、民間業者がやっている部分があると思いますが、どうですかとの質疑に、尾鷲市はし尿収集運搬につきましては市が行い、浄化槽清掃につきましては民間業者が行っていますとの答弁でした。

次に、この法律の中には許可を与えてもよい業者の制限について配慮はありますかとの質疑に、制限はありません。しかし、一般廃棄物処理計画に基づいて行っていますとの答弁でした。

一般廃棄物処理計画については配付された資料にはないですね。その計画について説明をお願いしますとの質疑に、一般廃棄物処理計画は毎年作成し、年度初めの4月に告示することになっていますとの答弁でした。

委員長から、その計画書の配付を求めました。

委員から、この計画書は毎年4月につくるのですか、中身の数字等で大きな変更などは年によってはあるのですかとの質疑に、この計画はさまざまな廃棄物の量を決めて作成します。ほぼ毎年よく似た内容になりますとの答弁でした。

一般廃棄物処理計画の中で、収集と運搬では許可区分は違うのですかとの質疑に、収集と運搬は同じです。収集運搬と浄化槽清掃は許可区分は別になりますとの答弁でした。

今の計画書の中で、し尿・浄化槽汚泥収集予定量がありますが、今のし尿処理場では処理すると容量がいっぱいだと聞いていますが、町としてはし尿処理場の拡大とかは考えて

いるのですか。今までですと、し尿が多かったのですが、今では合併処理浄化槽が増えてきており、処理場においても処理能力の高さが求められていると思うのですが、どうかとの質疑に、し尿処理場ですが、処理能力が28キロリットル、1日28キロリットルで、内訳は、し尿が16キロリットル、浄化槽汚泥が12キロリットルで、平成6年4月1日から稼働しています。稼働当初はし尿6、浄化槽汚泥4の割合でありましたが、最近ではし尿4、浄化槽汚泥6という状況になっています。し尿処理については24時間稼働で処理しています。予定量の1万300キロリットルの内容ですが、月水金は1社1日21キロリットル、木金は1社1日20キロリットルで、週に2社で206キロリットルを処理している予定になります。年間50週ありますので、1万3,000キロリットルという計画を立てています。し尿の4対6の割合ですが、平成20年から平成22年度実績における平均投入量の比率で出していますとの答弁でした。

数的にはわかりましたが、例えば当町では2つの業者が行っています。仮に4社になったとしたら住民に待ってもらいことなく便利になると思いますし、住民の人たちはより良いサービスを受けたいと思います。しかし、し尿処理場を大きくしなければならないでしょうね。許可を与えても処理ができなければ何もならないですし、町ではどういう考えを持ってますかとの質疑に、先日、管内視察をしたときに説明させていただきましたが、地元とのし尿処理場の設置期限が平成31年3月31日と決められており、町としては今の処理場を今後どのようにしていくのか、計画書の案では平成27年ぐらいから調査に入り、平成28年、29年で考えていきたいという説明をしましたが、あくまでも案であり、正式なものではありませんとの答弁でした。

陳情書の(2)で、汲み取りにあたって、汲み取りの量と単価がどのようになっているのか判然としないとあるが、どれだけ汲み取ったのかわかるメーターを付けるしかないですね。また今後、尾鷲市のようにし尿汲み取りは直営でやるといったことは考えていますかとの質疑に、現在、町の許可業者については、し尿収集の際にレベルゲージによって目視により計量し、3枚複写の汲み取り料金領収書を使用することになっています。うち1枚は利用者に渡し、し尿処理場では投入量と収集料金の確認のため報告書の添付書類として1枚を受け取っています。次に、今後、尾鷲市方式を取り入れるという質問ですが、今のところ考えていませんとの答弁でした。

現在、業者は区域分けをしていると思いますが、新規業者に許可を与えた場合の区域割はどうなるのですかとの質疑に、区域の設定に関しましては、既存業者の場合は申請者に紀伊長島区と海山区とか指定してきます。その申請を審査して町が許可していますとの答

弁でした。

申請しようとしている業者に適切な判断をしなければならないと思います。申請者がメーターを付ける気があるのかどうか、区域をどのように考えているのかという点を教えてくださいとの質疑に、申請業者が初めに申請をしてきたときは区域は紀北町全域でした。申請者がメーターを付けるかどうかという話はしておりませんとの答弁でした。

次に、一般廃棄物処理運搬業の許可申請を改善して、業者数を増やして業者の独占状態をなくしていただくようお願いしますと陳情書には書いてあるが、法律に適応していれば業者数は制限ないと先ほど聞きました。許可業務を改善するという事は、法律を改善するというふうに解釈しているのですかとこの質疑に、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第5項で、申請が次の各号に適しているかを認めるときでなければ許可をしてはならないとあるので、その内容が一般廃棄物処理計画に適合するか確認して、許可をするかどうかを決めています。現在は2つの既存業者によってし尿及び浄化槽の収集運搬の処理を当町の一般廃棄物処理計画に基づいて、適正かつ円滑に実施していますので、今はこの状態で進めています。また、第7条の各号に適合していなければ許可は行いませんとの答弁でした。

陳情書(3)の高いのならもとに戻してやろうかという業者の行為は違法だと思います。この文書では戻したということではないので、法的には大丈夫だろうが、こういった言葉を業者が言うことは駄目でしょう。次に、(6)の浄化槽を壊したというのは業者の問題ですよね。これについても委員会として確信をつかめられないので、行政指導によって解決されていくのだと思いますが、今後も行政指導の強化をしてもらいたいと思いますとの質疑に、(3)の件は、陳情者に事実確認をしなければわかりません。(6)の件につきましても、今まで町にこのような苦情は出ていません。一般廃棄物収集運搬の許可条件で、遵守事項があります。それは一般廃棄物収集運搬業者の義務として、一般廃棄物収集運搬業者は清掃業者への代行機関としての自覚を持ち、常に公衆衛生向上と、市民によって解決していくものと思います。

今後も行政指導の強化をしてもらいたいと思いますがとの質疑に。

次に陳情書には(1)から(7)までありますが、私の中では(1)(2)(4)(5)と(3)(6)(7)号の質問を分けて考えています。(1)(2)(4)(5)については、許可条件の中で住民サービスに寄与すると書いてあるので、行政指導が必要であると思います。真意については、この委員会では把握するのは難しいと思いますが、

町においてもどこまでこの真意について判断するかは難しいと思います。陳情者もこれらしきことがあるので記載してきたと思いますので、行政指導で改善していく必要があると思います。(3) (6) (7)についても真意を確認して、こういった指導をしていくかです。ねとの質疑に、(1)については、盆、正月には汲み取り依頼が集中するので待ってもらっている場合があります。町としてはできるだけ早く汲み取りをしていただくよう連絡していますが、(2)から(7)については、事実確認は把握していません。情報も聞いていません。ただ、サービスなどで悪い面があれば行政指導を行っていきたいと思いますとの答弁でした。

許可業務の改善を求める陳情書なので、許可業務の改善を考えていきたいと思いますがとの質疑に、町としては、法律に従って今後も進めていきますとの答弁でした。

陳情書の内容については、許可業務のことなので、許可業務に関しては何社で基準を満たしていれば加われるという解釈でいいと思います。また現在、両区で2つの業者があるが、それぞれ区域指定がされていますが、どうしてですかとの質疑に、何社でも許可できるということではなく、許可の条件に適合したら許可ができるということで、一般廃棄物処理計画に基づいて、し尿等の処理をしていかなければならないので、何社でもということではないです。次に区域に関しては、申請者が区域を設定してきて、町は一般廃棄物処理計画に基づいて処理をしているわけですとの答弁でした。

許可の年数は2年を出しているということですが、前はいつ許可を出していますかとの質疑に、既存業者は平成24年2月27日に申請され、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間の許可をしていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はありませんでした。賛成討論として、陳情者の中には大きく許可業務の改善ということで書かれていますが、業務に関しては改善すべきところもあると思います。(1)から(7)に関しては、事実等不透明な部分もあるので、町で業務の内容について確かめていただき、改善していくことを含めて採択の方向で考えています。

次に、尾鷲市のし尿処理場の処理能力は紀北町よりもかなり多く処理できるが、それでも2カ月待つこともあるという話を聞きますし、当町においても待ってもらっている状態などがあるので、陳情者の考えについても納得できます。陳情書については採択します。

次に、過去にもこの業務をしたいという海山区の人からの声も私は受けたことがあります。たまたま話が大きくならなかったのですが、1社、2社より3社のほうがサービスが

良くなるのは確かだろうし、許可業務の改善については行政側がしっかりと議論していただきたいし、要望書も出ているみたいなので、これについても十分検討していただきたい。また、今後も、し尿処理場の規模についても議論してもらいたい。陳情書については採択しますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択にあたっての意見としては、業務の改善にあたっては現場の実態把握に努め、必要に応じた改善策を講じることといたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。審査の経過と結果報告を終わります。

平野倅規議長

ここで、昼食のため午後1時15分まで、暫時休憩します。

(午後 0時 12分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 15分)

平野倅規議長

開会前に、少しお時間をいただき、町長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、少しお時間をいただきまして、平成24年9月11日の本会議で追加上程いたしました議案第52号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についての質疑におきまして、環境管理課長が川端議員の質疑に誤解を招く回答をしたこ

とについてお詫びを申し上げ、その本旨を申し上げます。

申し上げたかったことはですね、旧伊賀南部清掃工場解体撤去工事の施工業者が、契約金額で解体工事を無事施工されたと伊賀南部環境衛生組合から聞いておりますとの趣旨でありますので、ご理解いただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。以上です。

平野倅規議長

次に、産業建設常任委員長 太田哲生君。

太田哲生産業建設常任委員長

平成24年9月定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査と経過について報告いたします。

去る9月13日、午前9時30分から、役場別館大会議室におきまして、委員6人全員出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、水道課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託された案件は、議案第43号 紀北町道の路線認定について、議案第44号 紀北町道の路線認定について、議案第45号 紀北町道の路線認定について、議案第46号 紀北町道の路線変更について、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分についての6件の審査であり、建設課所管分、農林課所管分、商工観光課所管分、水道課所管分の順で審査を行いました。

議案第43号 紀北町道の路線認定について、議案第44号 紀北町道の路線認定について、議案第45号 紀北町道の路線認定について、これらの路線は、紀伊長島区東長島城ノ浜地内の熊野灘臨海公園に隣接した開発道路であります。これらの路線の延長は約2.1kmでありますので、路線認定の議案を審査するため現地視察を行いました。そして視察後に議案審査を行いました。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

議案第43号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

道路用地の取得の方法について質疑がありました。答弁としましては、町道に認定された後、道路用地は町への寄附となります。

町道としまして約2kmが認定された場合、地方交付税への年間算入額について質疑があ

りました。答弁としましては、所定の手続きをいたしましたら 200万円程度の算入が見込まれます。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第43号 紀北町道の路線認定については全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第44号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

城ノ濱の「濱」の字について、新字体の簡単な「浜」の字を使用したほうがよいのではないかとの質疑がありました。答弁としましては、路線認定については登記簿上の地番を使用するという事になっていることから、旧字の「濱」の字を使用することといたしました。今後は漢字の変更等について調査したいと思えます。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第44号 紀北町道の路線認定については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑はありませんでした。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第45号 紀北町道の路線認定については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

廃止される道路の部分は、防災拠点の一部となるのかという質疑がありました。答弁としましては、ここは道の駅海山に国道交通省が防災拠点を建設し、町道を廃止した部分は緊急車両の待機場所は物資の集積スペースとなります。通常は道の駅の駐車場として利用できます。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第46号 紀北町道の路線変更については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について審査を行いました。

「農林水産課」所管分の審査を行いました。サル、シカ、イノシシなどの獣害は、地域的に見てどのような状況ですか。そして人的な被害についての質疑がありました。答弁としまして、全町的に被害が多く出ています。今年は人的被害を聞いておりません。

本年度の捕獲実績補正予算に計上されている内訳について、質疑がありました。答弁としましては、平成24年7月現在の実績では、サル70頭、イノシシ・シカでは260頭となっております。サルにつきましては紀伊長島区67頭、海山区3頭であります。イノシシ・シカでは、紀伊長島区150頭、海山区110頭となっております。補正予算額200万円の内訳は、サル100頭、イノシシ・シカ50頭であります。

檻で捕獲したイノシシ、シカなどのなどの処理について質疑がありました。答弁としましては、処理につきましては猟友会会員などの農業者の方々に苦勞をかけている場合もあるかと思えます。今後は猟友会と相談をして何らかの方策を考えていきたいと思っています。

林業施設費の修繕料について質疑がありました。答弁としましては、今年の集中豪雨と台風4号などにより土砂の堆積、路面洗掘された林道の修繕料であります。被害箇所は、北又北足谷線、尾山線、江竜線、枋山線、加田線、林ノ谷線、野又越線、中原山線の8路線であります。

以上で、農林水産課所管分の審査を終了しました。

「商工観光課」所管分の審査を行いました。

古里温泉の利用者の推移について、そして経営運営は今、古里区に委託しているが、今後、指定管理するのか等々、どのような協議がされているのかお聞きいたしますとの質疑がありました。答弁としましては、古里温泉の利用者の推移でございますけど、平成8年から始まりまして、大体6万人前後で推移しておりました。一番多いときは平成13年度で6万8,668人でございます。その後、少し利用者が減ってきている現状でありまして、昨年の利用者が5万1,743人ということで、かなり減りました。経営的には古里自治会にお願いしております。今後、どのように運営するかにつきましては、まだ地元ともお話しはさせていただいておりませんが、ただ、運営形態をこのままでいいのか、あるいは指定管理という方法もありますので、そのあたりについて、今後、検討していかなければならないというふうに認識しております。

今後、古里温泉について、新年度以降において大きな修繕が必要となるのか。また、改修計画があるのかについて質疑がありました。答弁としましては、修繕的なものにつきましては、今回と平成23年度におきましてボイラーの改修を行わせていただきました。これらの改修によりまして、大きな修繕は、今後は、しばらくの間、発生しないと思っております。今後、来客を増やしていこうと思うと、魅力のある施設にしていかなければならないと考えております。このことから何らかの改修をして、魅力のある形にしていける必要

があると思っています。現在のところ計画はありませんが、検討をしたいと考えております。

ここの温泉施設は、できて1年目に地盤沈下が始まり、湯船が傾いた経緯があります。修繕の原因は、地盤沈下によるものではないかという質疑がありました。答弁としましては、配管を掘り返したところ、配管が腐食しておりました。今回は地盤沈下ではなく配管の腐食が原因のようであります。

以上で、商工観光課所管分の審査を終了いたしました。

次に、「建設課」所管分の審査を行いました。高速道路関連費におきまして、看板の設置について質疑がありました。答弁としましては、看板は観光PRを目的として、紀伊長島インターチェンジ付近に2箇所看板を設置したいと考えております。財源としましては、中日本高速道路株式会社から関連公共施設の整備に要する費用として助成されます。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）については、全員賛成で、本案の産業建設常任委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について審査を行いました。

内容説明としましては、今回の利益の処分の方法につきましては、従来、法定積立金制度において、当年度純利益の20分の1以上の金額を減災積立金として積み立てることとなっていたのが、制度廃止されたことにより、利益の処分については条例の定めるところにより、又は議会議決を得て行うか、どちらかを選択することになりましたので、議会の議決を得ることにいたしました。

内容説明のあと質疑に入りました。

町としましては、条例を定めずに議会の議決を選んだということですね。今後も議会の議決でいくのですかとの質疑がありました。答弁としましては、地方公営企業法の規定によりまして、利益の処分の方法としては条例に定めるか、もしくは議会の議決を得るのか、どちらかの選択になりました。町としましては、議会の議決を得て利益の処分を考えております。

ただし、将来的に情勢の変化により、条例を定めたほうが良いのではないかという考え方も出てくる可能性がありますので、そのときは条例を制定するものと思います。

審査を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第51号 紀北町水道事業会計利益の処分については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果報告を終わります。
以上でございます。

平野倅規議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第42号 紀北災害対策本部条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第1号)についての教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

教育民生常任委員長にお尋ねいたします。

先ほど委員長報告の中でですね、議案第47号の関係部分について、討論なし、採決は全員賛成というご報告だった。つかぬことをお伺いいたしますが、教育民生常任委員の中に、原告がいらっしゃいますが、全員賛成というご説明いただきたいんですわ。採決に加わったのかどうか、まず、確認申し上げたいと思います。

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

お答えします。先ほどの質問のあった委員はですね、採決に参加しておりませんでした。理由は急病により途中退席をしております。したがって、学校教育関係の教育課関係の質疑及び採決には参加しておりません。以上です。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

これ私、当事者の名誉のために確認しているわけですわ。先ほど委員長報告の中で、そういう説明あったでしょうかね。普通、一般的に考えればですね、原告が被告側の訴訟費の予算計上に、審議に加わること自体が、一般的にはちょっとどうかなと思うのが普通ですし、ましてや、全員賛成って、アレッ、対立する相手側の裁判費用に賛成したのかと、ちょっと私は異常に感じたんです。ですから、私は名誉のために伺いましたんです。そういう事情があるんだったら、委員長報告の中で明確にされることがですね、当事者の名誉

を傷つけないで済むと思いますが、こういう議論なかったらテレビご覧の方は、エッと思
うのが普通だと思います。いかがですか、委員長。

平野倅規議長

玉津充教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

本人から気分が悪いので早退しますという報告がありましたので、私は許可いたしまし
た。

以上です。

平野倅規議長

玉津さん、あんたの考えを言うてもろたらいい。その必要がなかったと思ったら思っ
た。

玉津充教育民生常任委員長

私は本人の意思がそういうことだったものですから、報告、今追加させていただきまし
たけど、質疑で。それ以外に答えることないというふうに思います。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

委員長の報告の中で教育長がさ、出てみえて、真摯に委員会でなされたということが報
告されましたね。それは委員会でお呼びになったのか、それとも教育長が出てみえたのか、
その辺をお伺いいたします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

教育長からですね、冒頭に一言発言したいという旨がありましたので許可しまして、先
ほどの報告の内容を教育長が述べられました。だから、教育長のほうからの要望がありま
したので、許可しましたということです。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

私は教育長は非常に真摯にですね、それはなされたんですけど、11日の質疑にもありま

したように、バツと終わればですね、教育長は関係ないわけや。時系列に見てもね。これは本来からいったら町長ないし副町長が来てですね、1カ月弱のインターバルがあったわけですから、そこに原告に対する配慮義務がなかった。それでこういうまた裁判が起こると、それなかったわけですね。その確認だけです。教育長にはですね、非常に真摯に受けてみえてですね、なされたことについては、私はもう敬意を表します。以上です。

平野倅規議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 紀北町環境衛生センター(旧ごみ処理施設)解体工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

先ほど委員長報告の中で、課長が場所、時期、規模と、場所が遠いとお金もかかると、時期にもよると、規模の小さいのがお金がかかる。大きいほうでというような委員長の報告がありましたけど、それによってそのご了解したのか、私は場所でも、場所が異なっては、そのような積算があると、また規模が小さければ小さいほど、この積算の単価も大きいと、そういうような積算の仕方が普通当たり前だと思いますけど、規模も小さいから、大きいからって同じ単価では私はならないと思いますけどさね、一般的にそういうような課長の報告があつて、委員会の皆様がそれに対しての議論がなかったのか、了解を得たのか、お答え願います。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

先ほどの、今の質疑についてなんですが、報告を受けた内容はそのとおり受けました。その内容についてはそれぞれですね、質疑の中で確認されておるといふふうに思います。ただ、ここにその項目については質疑及び説明については、そのとおり事実に基づいて報告をいたしました。以上です。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

私が今、お尋ねしておるのが、その課長のご報告によって、委員の皆様が了解したのか、一応、課長の報告を了解したのか、それともそれによって議論がなかったのかということをお尋ねしております。その点をお答えください。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

それらの件につきましては、それぞれですね、各委員が質問をして、確認をしておるといふふうに思っております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

委員長にお尋ねいたします。

この解体工事ですね、実はこれ、ちょっと議論の中身、議論の流れがちょっとこの定例会の前と途中からと変わってきたように、私は思うんですが、今の議論はどうも町の設計価格というか、予算が高すぎるという議論が、私、委員会傍聴してましたが、中でもそういうことはありましたですね。そやでこれ高い、ところが高かろうが安かろうが、町の予定価格というか、設計予算の以下で落札があれば、落札すれば、これは入札は成立しとるわけですね。この入札がおかしいという議論にはならんはずですが、これは委員長にお尋ねいたしたいのはですね、実はこの3月の当初予算の審議の中でですね、このときに現実に委員長報告に対して、私ここに今、議事録持っていますが、瀧本議員が最初にお尋ねをされておるわけですね。このときはストックヤードという、中身はさっぱりわからんやないかというような、お尋ねをされておる。玉津委員長は、委員会終わってから資料もらったんで、委員会しての議論はしておらんという、おっしゃられてないわけですね。

ところが、一般質問されておられるわけですよ。私はこれ異例だと思いますが、その一般質問の中身がですね、このときから伊賀南部の設計価格が2億6,600万円で、結果が、1億489万円だったと、一番のポイントのところ、すでに3月の定例会の一般質問でなされておるわけですよ。それで、今回、また突然、議運が開かれて、私はたまげましたけれども、開会日の前日に議運が招集されて、委員会付託するということが、私は、アッ、そうか、委員長が3月の当初予算の審議の、委員会の審議が終わったあとで一般質問されて、設計価格が高いじゃないかというご指摘なさっているんで、委員長のご意思で、今回異例の委員会付託を求められたのかなと思ったんですが、どうもそうではないみたいですが、今でもそのお気持ちはお持ちでしょうか。

それと、今回の委員会の審議の中で、3月の当初予算、一般会計ですが、賛成した方含めてこれおかしいという発言が出ておるんですが、委員長のご所見を承りたいと思います。委員会の審議の中でどうだったのか。つまり確認しますけれども、設計価格というか、予算額がすでに承認されておるんですね、3月で。そのときに否決されておるわけじゃないんですわ。それで反対した方の名前は申し上げませんが、わかっていますが。当初予算に反対されたのは5人の方だけです。委員長もそのお1人ですが。つまり予算額が高い安いという議論はもう終わっておるわけですわ。今回もまた再燃しておりますが、委員会の中でど

ういうご審議なさったんでしょうか。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員会の中で審議をしたことはですね、報告したことすべてであります。それ以外はありません。そして委員長ですね、見解を求められておりますが、これは委員長の見解は差し控えさせていただきたいと思います。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いや、私あえてね、ルールは承知してお尋ねしておるのは、3月のときは常任委員会終わったあとで、玉津議員個人として一般質問なさって、この予算が高額ではないかというご指摘なさっておるんですよ。よろしいですか。委員会の審議終わったあとで、委員会の審議ではそういう議論は出なんだと報告されたんですから、私これ傍聴してないんで聞いていませんから、多分、委員長の報告どおりなんでしょう。ここに議事録があるんですよ。委員長報告に対する、ある議員が、こう言うたではないかと、ですから、あえてお尋ねしたんで、今、委員長としての所見は申し上げられないと、おっしゃるのだったらそれで結構です。

ただ、これは見解をお伺いいたしますが、基本的に予算に対して賛成された方、つまり承認された方、1億5,000万円の、という方は、あとあの予算額は高いんじゃないかというの、私はちょっといかがなものかと思いますがね。反対されたのは5人の方だけです。5人だけです。

一般会計の24年度の当初予算、これを含んでおるわけですよ。これ含んでおるんです。ああ俺は庁舎の予算に反対しただけやということは通りませんので、一般会計全部、当初予算全部に反対されたわけですから、当然、これ今反対しておるわけですよ。いかがでしょう。5人の方だけです。ほかの方は予算額を承認しております。それについて委員会の中でそういう議論があったでしょうかね。今回、委員会の中で反対されたお1人の方は、当初予算に反対された方です。これはこれで筋が通ってます。そうですね、ちょっと確認します。今回、委員会の中で最終的に賛成しなかった、反対された方は当初予算に反対された方ですね。ちょっと確認いたします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員長が、委員長報告で報告することではないというふうに私思いますので、今の北村議員の質疑にはですね、回答できません。

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

この請願がね、平成18年から続いていまして、18年当時は負担率2分の1への復元を求める請願書、存続とですけど、それから19年も同じ、20年、21年までも同じですけど、23年から全額負担を求めるというようになってます。それから今回、22年から、今回はこのそういういうことが外されておりますけど、このまま2分の1、または全額ということは、そういうことが認められたということですか。その点を審査したのか、また審査してないというならば、この署名者がどのようなお考えで署名したのか、お尋ねいたします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員長としては、委員会の中で議論されたことの報告をいたしました。その2分の1云々という、川端議員の、その意味がですね、私ちょっとわかりにくかったんですが、もう一度ご指摘してくれませんか。

平野倅規議長

これはちょっと質問回数に入れませんので、説明だけしてください。

15番 川端龍雄議員

平成18年にはね、これ同じ問題、請願でね、義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元を求める請願書というのが、この平成17年以前はわかりませぬのやけど、18、19、21、22年度と続いていまして、それで23年からは全額ということに変わっておる

んですわ。そやもんで2分の1も、この全額も認められたのかということ、審査がなければ、署名した人が当然わかってますと思いますので、その点ちょっとお聞きします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

すみません。やっとわかりました。今回のですね、請願については今年度、要するに24年度、この出てきたことだけの審議をいたしました。したがって、過去からのですね、つながりについての審議はしておりません。以上です。それだけです。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

署名した人がね、わかっているかどうか、この署名した人は当然わかっておると思うんですわ。これ皆、ずっと紀北町の議員が署名していますからさね、署名した人に、3人署名していますわね。誰でも結構ですけどさね、そこをちょっとお答え願えればと思います。そういうので判断できるでしょう、こちらが。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員長としては、それ以上のことはお答えできないし、その件についてはお受けできません。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

そうするとね、判断できんですわね。判断材料、やっぱり委員会委員長報告に対して、判断、やはりこれが委員会以外の者は質問してわからないことは、やっぱり答えていただいて、署名した人が3人いるんでしょう。委員長のお考えでは、署名した人がわからないという判断でお答えできんですか。

それと、それも含めて、この義務教育費、これが学童も含めてのことか、学童、それから教師、それから学童だけのものか。どのような今回のこの請願の趣旨、中身、委員長、その辺は委員長が委員会で議論なければ、それこそ署名した、今回のことに関しても、以

前のことはわからんと言うんやったら、今回のことでも、これはどなたの方の存続ということですか、お答えください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の川端議員さんの言われることもわかるし、また、委員会としての委員長の立場もよくわかるんですね。だから私は、今回、定例会の冒頭に所轄委員の中で審議することにはですね、やはり大まかなことは本会議でも言ったらいいじゃないかということも言いました。だから、やはり今回、このような問題の中でね、署名議員が説明できるんだったら、委員長から指名させて、今、川端議員の言っておることは署名した平野さんが一番よく知っておると思うんですね、提出者なんで。だから、それに対して審議しなかったということは、はっきり言うて質問が出るということは所轄の委員会での小さなことに関しては、所轄委員会できちっとやっってくださいというのが、その受け持つ所轄委員会の議案でしょう。付託されたものだから。そこを僕が言うたのね。大まかなことはやはり町民に知らせるために、所轄委員でもいいんじゃないかと、小さいことは所轄委員しかできないからということの中で、今質問が出た。

しかし、委員長は仮にね、これは審議なかったら審議なかったで済むけど、質疑がなかったです。済むんですよ、報告だから。だけどやはり、これは議員も判断すべきことである中のことが審議されていないやったら、なぜかなと、これは判断しかねる、川端議員の私は立場もよくわかります。だから、今回は、今判断できないということは川端議員が言われるように、川端議員だけじゃないかもわからん。また、ほかの議員もおるかもわからん。だから、そこのとこだけは議長、そのちょっとした説明で提案者、提出した、十分わかっておると思うんで、審議しなかったけどこうだということのみだけを、報告させたらどうですか。私そう思いますけど。

平野倅規議長

私としても、今までこういうふうな事例もはっきり言うてなかったわけですね。それで今まで、各議員さん言うておるのは、委員会審議した内容については、委員長はその旨を滞りなく報告すると委員に、委員長は現在そういうふうなものごとを審議していないような答弁でしたので、それ以上、委員長に答弁さすことはいかがなものかと思しますので、そ

の点は今後の課題として、議会改革でいろいろありますもので、そのときに審議していただいて、今までの事例ということを考えたら、私自身が覚えがないので、私の判断でそれをやれということは、ちょっと控えさせていただきたい。そういうふうに思いますので、今後の課題とさせていただきます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

やはり署名した方はね、頼まれたよって署名した。説明せんでもええというような考えじゃなしにね、おそらくこの方、委員長は指名してないからさね、私は署名した人がこれわかってないとは言いませんよ。だけど委員長はなぜ指名しないかということは、わかってないということを委員長は思っ言っておるんならね、私は署名した人に失礼やと思いますよ。署名した人はちゃんとその向こうの人に、請願受けた人にちゃんと説明聞いてさね、署名したと私はそう判断してますので聞いたわけで、委員長はそこで審議はなかって署名した人にさね、やはりこう求めるのが、こちらがわからんから聞いておるんで、当然やと思います。

私は委員長が署名した人がわからんということやと失礼やと思いますよ。そのぐらいの、やはりこの署名した人が説明する、これは義務あります。私はそう思います。委員長の判断をいただいて、私はそれ以上は質問しませんけど。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

私はですね、委員長報告はあった内容のことは報告しました。それに対してその報告の中で、さらにですね、それ以上の質疑を求められて、そして委員長がですね、委員長以外の、その今回の場合だと提案者なんです、それを指名するという、この行為自体がですね、適切かどうかということが現在わかりません。そういうことで、そのへん、これは私からの議事進行になると、それはどうなんでしょうかねということ、議事進行としてお伺いしたいと思います。

平野倅規議長

今の玉津常任委員長の議事進行は、先ほど私は自分の見解を述べさせていただきましたので、控えさせてもらいます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

何か混乱してますがね、基本的に請願、陳情は文面で判断するのが大原則です。拡大解釈もしてはいかんし、部分採択というのも当然禁止されておるわけですよ。文面で判断するのが常任委員です。で、中身がわからなければ、提出者に出席を求めて、あるいは紹介議員ということもあるでしょうけども、私は本会議でそういう紹介議員の答弁を求めらって、私自身は経験ありませんし、基本的には中身が不十分でわからんというんやったら、採択に反対すべきです。不十分な内容で採択してはいけません。いや私は私の意見を言っておるんです。だから基本的に、わからなければ反対するのが私は至当だと思うんですね。文面で判断するのが請願、陳情です。

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号「防災対策の見直しや充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第1号 一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）の許可業務の改善を求める陳情書についての質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

初めから終りまでじゃないですが、かなりの部分傍聴させていただいておったんですが、私は正直言って、委員会の議論を聞いてますと、陳情者の方が、現在かどうか、町長のほうに許可申請されている方と同一人物だということは私は知りませんでした。そんな説明はどこからもなかったし、委員会の中でもなかったように思います。だけど、それを知っているような前提で議論がされてましたね。委員長報告の中にもありましたけども、これじゃあ許可するかどうか審査できんみたいな発言もありました。あたかも町長から諮問されて、許認可事務の審査をしているような雰囲気です。雰囲気ですよ。雰囲気でした。

ところが、私はそのときまで知らなかったわけです。委員会以外の議員は多分知らなかったんだろうと思いますよ。陳情人と申請している方が同一人物やということみたいですね。それと一般質問の中でありましたけれども、あれが出ていると言っていましたね。要望書は何百人の署名が付いた。これ委員長報告の中にもなかったですし、私が聞いている限りは委員会の中で要望書が出ているみたいやという発言ありましたけれども、何百人の署名が付いておるといような議論はなかったように思いますね。それをまず確認いたします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

まずですね、陳情者が請求者と同一人物かということについては、委員会の中ではそういうことの議論はありませんでした。

それから、要望書につきましても委員会ではですね、要望書の件は何も審議ありませんでしたし、要望書自体知りませんでした。以上です。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

私、何か腑に落ちんのですわ。私どもはこういう陳情、請願は常任委員会に一任を、審議を一任させていただいておるわけですよ。ところが、委員会以外の本会議でね、署名者が数字があがってましたね、何百人という署名が付いて要望書が出ている。それと討論の先ほど報告の中にですね、(1)から(7)までの指摘しておる陳情書に書かれている具体的な内容について、不透明なものもあるが、という討論がありましたよね。私聞いておるところでそういう討論してましたね。(1)から(7)までの中で事実か事実でないのか確認されてないものがあるということですね。委員会の審議はそうですね。

私は先ほども議事進行の形で申し上げましたですけども、陳情、請願の審議は、審査は文面を審査するものですね。これはやっぱり不透明、つまり事実かどうかかわらんというものがあったら、陳情者に確認、事実かどうか、具体的にこうかという委員会の中でお尋ねになるべきですね。不透明だけでも採択というのはいかかなものかと私は思いますけれども、結論ですから、委員長はそれはあかんとは言えませんね、多数決ですから。ただ、不透明な部分というのは、どの項目を指されるんですか。で、それ以外のものはすべて事実を確認されておられるんでしょうか、お尋ねします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

この(1)から(7)までをですね、これの事実をですね、本当にあったことか、ないことかということですね、今委員会でですね、判断するためには、この申請者だけでは駄目で、いろんな方面から事実を確認せないかんだらうという認識のもとにですね、皆さん討議をして、この書かれておることを、その書面でですね、そのことだけで審査をしたということです。だから、その事実は陳情者からも、ほかの業者からも、または現場を見てですね、委員会が確認したわけではございません。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

これはね、抽象論じゃなしに、具体的に7項目あげてあるんですよ。高いならもとへ戻したろかとか、役場がこういったとか、浄化槽壊したやないかとかって、これはですね、場合によっては、いろんな訴訟になりかねん話も入っておるわけですね。壊して放ったらかしておったら、これ当然、器物損壊ですわ。そういう事実があるかないかを確認されず

に、全部が事実だとして採択するという事は、いかがなんでしょうね。私聞いていた限りでは事実、どこの隣の槽から水が出てきた。これは正しく行われず、浄化槽壊したのが原因だと断定しておるわけです。断定しているだけの聞き取り調査は、当然なければいけません。こんだけきつい陳情、請願というのは普通あんまりないんですよ。業務の改善を求めるとか、こういう具体的な内容追及です、事実追及ですから。これは義務があるんじゃないですか。これは事実かどうか裏づけをとる責任があるんじゃないですか。これ場合によっては器物損壊ですよ。壊したじゃないかといったら、違いますか。そこをご判断をお伺いいたします。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員長としては、その判断は回答いたしかねます。はい。ただ、その内容を当委員会の中で確認するまでにはですね、確認するという事まではできないので、この文書の事実で意見を付けて採択をしたということでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、私もこれ一般質問でやったもんです。北村議員が言われたことにちょっと反論というのじゃなくて、理解をしていただきたいと思うんですよ。これは北村議員が言われたように、陳情、請願というのは文書で判断するもんだというのならばですね、この陳情書になったときに、これ事務局が受け付けてますよ、これ。それで裏づけをとらなあかんとこのやったら、裏づけは付けてくださいとか、いろんなような指導をしてですね、受け付けせなならんのと違うかなと、1点思いますね、委員長。

その中で、私は一般質問でしたのは、これは陳情書ですけど、私は要望書でした。要望書にはちゃんと533名ですか、これに付けて署名をとってきたということで、私は伺ってます。それが町長の手元にいつておるはずですよ、要望書は。いつてますね、町長。いつていると思うんですよ。委員長、そこは確認ちょっといたしましたか。

平野倅規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

委員会としては、委員会の時点で要望書の中身につきましては知っておりませんし、確認しておりません。そういう質問もありませんでした。

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第43号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第44号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第45号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第46号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第1号)についての産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

平野倅規議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

平野倅規議長

日程第3 議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

平野倅規議長

次に、日程第4 議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

平野倅規議長

次に、日程第5 議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野倅規議長

次に、日程第6 議案第43号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

平野倅規議長

次に、日程第7 議案第44号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第8

平野倅規議長

次に、日程第8 議案第45号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第9

平野倅規議長

次に、日程第9 議案第46号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野倅規議長

次に、日程第10 議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。反対討論をちょっと真意を申し上げたいと思います。

住民の皆さんもよくご理解いただきたいと思うんですけども、監査請求というのはですね、私個人と、それからAならA、BならBという2人の争いではないわけです。そして2つ目には、例えば今、争われていると考えられる公権力に対して自分が被害を受けたと、これに対する争いごとでもございません。3番目というのは、その一住民として住民全体の利益の立場に立って、行政の違法性及び不当性を争うのが住民監査請求の3番目の趣旨であり、私は個人としてやったわけではなしに、公金を正しく使われているかどうかの争いを提起したわけでございます。

そして、この監査請求というのは、文献で調べましたところ、アメリカデモクラシーを引き継いだ納税者訴訟の地方自治版であるというふうに聞いております。そしてこれは憲法で保障された訴訟権であり、私はそう考えるわけであります。訴訟費に対する反対です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

ちょっと討論のやつやでさ、議事進行ちょっと控えて。

(「問題ある」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

訴訟費の反対があるで、反対しますと、それでええやないかい。

ちょっと皆さん、私が許可したやつやもんで、訴訟費に対して私は反対討論したいということであるもんで、私はそれは許可したもんで、ちょっと前置きが長いんですけども、本人は訴訟費が載っておる、それに対する反対ということですから、ちょっとお時間やってください。

北村博司君。

18番 北村博司議員

これは一般会計補正予算全体であってですね、中の一般訴訟費だけの討論というのは、これだけ反対でと言うのやったら、当然、修正案出すべきで、これは一般会計補正予算全体に対する反対討論でないと、議長、許可できんと思う。

平野倅規議長

いや、これ全体的ですよ。

18番 北村博司議員

全部反対ということやろ。全部に反対やろ。

平野倅規議長

全部ということはないけどね。

18番 北村博司議員

それやったら、修正せなあかん。修正案出さなあかん。修正案出さなあかん。

これだけ反対というのやったら。

平野倅規議長

そういうことですもんで、奥村議員、あんたの言うておる趣旨、もうそれだけじゃなしに、ほかの面、いろいろな面も自分で反対のものもあればそれぞれ言うて、固定せんと、そればかりじゃなしに、全体的なやつの否定でも言うてください。

9番 奥村武生議員

端的に申し上げますけど、私は結局は、今回のその住民監査請求の趣旨をさらに転化させて、住民訴訟に至ったものでございます。それにつきましては、紀伊長島の問題ですから、やめよという方も随分いらっしゃった。そしてこれはもう災害が起こればですね、これは紀伊長島の住民の皆さんの自己責任だから、奥村君、あなたはそれをすべきでないと言う方も随分いらっしゃいました。しかし、私は当初から代理する弁護士とも話をしておりましたけども、子どもの命は大事か、学校の建設が大事かということで、子どもの命は大事だというふうなことを選択したわけでございます。

それから、10月3日に三重県の知事が先導して、浸水図を出された。そして続いて赤羽の遡上、赤羽川とか銚子川の遡上の浸水図を出されたと、そういう理由で。それではその趣旨をですね、文書にして、またお金がかかるわけですけども、出すようにいたします。もともとこれに対して反対ではあったんですが、討論するつもりはなかったんですよ。極論言えば。そやけどあまりにもひどい監査請求に対する考え方に対して、誹謗中傷があったもんですから、私はあえてやらせていただいたと、名誉のためにということでございます。よろしく申し上げます。

平野倅規議長

次は、賛成討論される方はありますか。

東清剛君。

11番 東清剛議員

11番 東清剛でございます。議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1

号) について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算には、この地域で一番困っている獣害対策に対しての補償金とか、大変な予算が組み込まれております。またそういう中で、今回、補正予算には教育関係訴訟費として 236万 4,000円が含まれております。訴状には、被告は紀北町長であり、尾上壽一氏に対し、9億 5,000万円支払うよう請求せよとの趣旨でございます。これは原告については、もうすでにね、8月8日の臨時議会で原告の名前も出てますんで、あえて申しますけれども、原告は奥村武生氏でございます。原告は紀北中学校改築工事中止を求め、本年4月9日付けで、住民監査請求が提出され、監査委員会では9回の審査を行い、6月15日に棄却を決定し、告示をいたしました。

審査においては、請求人の意見陳述の機会が与えられました。また、その陳述後に監査委員からの議会の議決ということ、どのように考えておるか、の質問に対し、重いものだと考えておりますが、住民の意思と、かなりかけ離れたものがありますとの答えもいただいております。これ皆さんどのように思われますか、わかりませんけども。

また、請求人は紀北町においてどのような立場ですかの質問に対し、議員でございますとはっきり申し上げました。議員だということですので、議員必携をご存じですかと、私はお尋ねをいたしました。議員だとのことですから、議員必携の中には議決をどのように扱うか書いてありますかの質問に対し、それについてはお答えはなかった。お答えできませんとの答えをいただいております。

また、陳述の中で、議員であると認めた請求人は、当然、議会で正当適正に審議された議決された案件に住民監査請求することは、法治国家、日本においてですね、議会制民主主義の制度を根本から否定するものであり、議員としてのモラルが疑われるものだと、私は思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

討論をしているので、ちょっと待って。討論をしているので、さっき、あなたの時もとめたみたいにな、ちょっと控えて。どうぞ続けてください。

11番 東清剛議員

日本の住民監査請求の制度は、昭和22年に地方自治法が制定されたときに導入されております。住民監査請求、前置主義がとられ、その結果に不服があるものだけが、住民訴訟を提起することができるとなっております。ですから、住民訴訟を起こそうと思うと、監

査請求で棄却されるのが、棄却されないとできないわけです。そうじゃないと町長に対して勧告して、紀北中学校をね、差し止める格好になるわけです。

本来、地方自治法第 242条の住民監査請求は、違法、不当な公金の支出、財産の取得、管理処分、契約の締結、履行等が示されております。あくまでも違法、不当な行為についてであり、大地震が発生したら大規模な津波が襲ってくればとの、たら、ればの根拠では、住民監査請求にはそぐわないと思われま。

審査の結果、6月15日の棄却を決定しました。このことが不服であり、決定の日から30日以内の7月13日に訴状が津地方裁判所に提出されております。原告の英断によりですね、訴訟費 236万 4,000円が不要となるよう取り下げをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

もうちょっと待って。賛成討論を続けてください。

11番 東清剛議員

町民の大切な税金を死に金、無駄金にたくありませんので、司法の判断に委ね、結果が出たときにはそれなりの損害賠償請求も発生すると思います。ですから、もう英断によって是非ともこれは引き下げ、取り下げていただきたいということをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

議長にお尋ねします。監査委員がね、まだこれ決定してないまでに、この47号補正を皆認めるというような、この賛成討論するのはいかがなものかと、私は思いますけど、議長のご見解をお願いします。

平野倅規議長

ただいまの川端議員の質疑なんですけども、私としては別にこれ阻止したり、どうのこうのはできんじゃないかと、しても構わんのではないかと思う考えありますけども、ここで暫時休憩させてもらって、ちょっとその部分については、今後のためにもありますもので、ちょっと調査したいと思います。

平野倅規議長

ここで、暫時ちょっと休憩させていただきます。

10分ほど休憩させていただきます。

(午後 2時 42分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 2時 59分)

平野倅規議長

先ほどの川端議員の私への質疑でしたんですけども、一応、県の町村議長会にちょっとお伺いしたところ、監査委員の討論は好ましいとは言えませんが、法的には討論をしてはいけないということはない、との見解で、回答でございました。好ましくないということは私としては判断したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、反対討論される方はありませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長の許可を得まして、反対討論をさせていただきます。

私は今回の平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。今回の9月の今定例会における議案47号の紀北町一般会計補正予算を認めることはできない。その理由は、歳出で総務費において一般訴訟費 236万 4,000円が計上されているからでございます。私は今定例会の冒頭にも述べたように、同じ紀北町に住む町民との争いは避けるべきであるという発言をいたしました。その中で、もっと原告との話し合いをして、原告の立場の考えに対して配慮をすることができなかったのかですね。また、時間があつたのにもかかわらず、原告に対しての町行政の立場と考え方をしっかり話し合えなかったのか、そして裁判の回避に向かつての努力をしなかったのかという疑問が残ります。

同じ町に住む町民と争いが絶えない紀北町行政に対し、警告をいたしたい。このように

町民に訴えられるような行政では町の発展はない。また、町民の大事な税金の無駄づかいにもなる。そして原告と被告に対しても無駄な支出金であります。このような支出金は何も町のためにプラスにならない支出金であります。今回は裁判の回避になるような町行政の努力がなかったように思う。何でも裁判に訴えられて、受けて立つ姿勢では同じ町に住む町民との争いや裁判が絶えない町になってきます。そしてこのような裁判費用は、どちらにしても死に金であります。今後、このような名目の支出金を計上するには、議員や町民が納得するような努力をしてから計上していただきたい。今後は、このような問題はまず回避することに最大限の努力をすること。次に回避努力して、その努力が実らなかったときは、事前に議会に報告して議会の承諾を得ること。これを言いたいのは議会も努力する必要があるからです。

また、弱者における福祉予算が十分に予算化されていない。そのような理由で、今の時点には、このような町民の大事な税金の無駄づかい、また税金が死に金となるような支出金の計上には反対するものであります。以上でございます。

平野倅規議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の賛成討論をさせていただきます。

この補正予算は、いわゆる6カ月経った補正でございます。6カ月間のいわゆるプライマリーバランスが3億1,498万円増えております。増えた要因は、いわゆる欠損だとか交付税とかあったわけでございます。それと防災の予算も進捗状況が着実になされていると私は思います。もっと早めてもいいんじゃないかと思っております。

先ほど問題になっております裁判についてはですね、今の中国と日本の尖閣諸島の話みたいなものや、これは。引くに引けんのやで、だからこれは町行政も受けて立たなあかん。お互いがお互いにですね、相手を尊重してやらんとですね、この町は良くならんですよ。だから私は、全体額としてプライマリーバランスが、半年で3億1,000万円増えたという点で賛成をいたします。以上です。

平野倅規議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第11

平野倅規議長

次に、日程第11 議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発 言 する 者 な し)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 する 者 な し)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第12

平野倅規議長

次に、日程第12 議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に、反対の立場で討論いたします。

現国を与る政権の中で、公約にあったように、この後期高齢者医療制度、なくすという、確か5年というようなあれあったかな。後期高齢者医療制度というのは、やっぱりあんまりいい制度ではないということで、公約にも掲げておられました。しかし、実際には私、委員会の中でもお聞きしましたけれど、いろんな資料を見てもですね、この後期医療制度をやめて、以前のような老人保健医療にしていくにしても、ほかの形にするにしても、あまりにも後期高齢者医療制度というのは問題があると、これを導入するときにも、私も声を大にして、この天引きの問題、また亡くなるまでこの医療保険というのは払わなくてはならないというような、諸々のいろんな問題が提案をされてきました。

その中で、やっぱりこの後期高齢者医療制度から違う制度に変えるにしても、それはシステムや改修に、これ大きなお金が要るのはわかりますけれど、あまりにも後期高齢者医療制度が高齢者にとって良い制度ではないというのが、まだまだ根強いものがあります。そういう点で、この後期高齢者医療制度については、やっぱり廃止の方向で考えるべきだと、1町ではいきませんにしても、この声をあげていかななくてはならないという思いで、

この議案については反対をいたします。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第13

平野倅規議長

次に、日程第13 議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「 な し 」 と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「 な し 」 と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第14

平野倅規議長

次に、日程第14 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第15

平野倅規議長

次に、日程第15 議案第52号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。反対の立場で、非常に苦渋の発言ではございますけども、2つあげましてですね、この問題が発生しかけたときから私は環境課に対して協力をするから、できるだけ安くしようやないかということ呼びかけてきましたけども、そのことがちょっと聞き入れていただけなかったということが、1つには残念であることを申し上げるということと。

なぜ、今までその長島がですね、こういうダイオキシンを含む有機化合物につきましては、もう、青酸カリの1,000倍の毒素を持って、今の段階でも、もう相当その地中に染み込んでいるのではないかと思うわけです。だから膨大なおそらく、きちっとしようと思ったら、相当深いところ、土地の深いところまでこれを掘り下げないと、しかも下には江ノ浦湾という、長島の最も大切な場所もあると、なぜ今まで放置をしてきたんかなということが、非常に疑問なんです。しかしながら、私は町長ではございませんので、当時のことはわかりませんが、ただ、その町行政を考えたときに、やはり同じ25tのね、御浜町で8,000万円、できておるわけですから、その辺もやっぱり勘案をして、できうる限りやっぱり安い方向でやってほしかったなということしか、もう言えんわけですけども、その立場で反対をせざるを得ませんので、ひとつ反対の討論をさせていただきました。よろしく願いいたします。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

反対討論される方はございませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄君

議案第52号についての反対討論をさせていただきます。

昨日の一般質問の中でも町長に質問させていただきましたけど、今回の入札結果は真摯に受け止めていただき、今後における十分調査研究、また町民の皆さんに責任を持って説明できるようにするという趣旨のような、謙虚な姿勢が見られないのが残念であり、町民からの血税とも言われる3,400万円以上の金を使用することに関しても、あまりにも反応が乏しく、担当職員、または財政課職員、派遣したにもかかわらず、成果が上がらず、このような結果になったことを真摯にやはり反省していただきたいと思います。

また、町内業者の育成にも、当初からは把握しておらず、ゼネコンの中堅会社に高額な落札を認めることがあまりにも感慨しがたいことが多すぎます。また入札業者の参加業者のゼネコン業者、また伊賀南部は11企業体、また先ほど金額のことがあまりにも言わないと、当初、議会初日も私はお金のことは言わないと、高い安いの問題じゃないというようなご意見もありましたが、町会議員は、やはりこの財政をいろいろ考える中で、高い安い、この無駄なお金をチェックするのが当然、議員の責務であります。私はこのご意見は理解に苦しむわけであります。

また、先ほども当初予算で認めた議員は、最後まで認めなければいけないというような趣旨のことを言いましたけども、いろいろこのような事情もあります。何もかも、今までこれが設計金額の決定においても、大手業者3社の見積で、町長の1億5,003万3,450円の、これの一番安い業者の見積が1億1,927万5,000円、また高いところで1億8,233万3,393円と、真ん中をとるとのこと、私はいかがなものかと思います。財政を賄う者が、これは低いほうの1億9,900万円のほうへ、業者の見積で赤字を出して見積るということは考えられないと思います。私はこれを基本にして、今回のこの指名、また落札に関してそのような対応をするならまだしも、真ん中をとって、またこの設計の中で落札したらいいんじゃないかと、私はそういうような短絡的な考えでは財政がもっていけないと思います。少しでも無駄をなくし、この町職員が一丸となって皆、この財政の厳しい中を切り詰め、いろいろ当初予算におくまでの要求もカットされているこの中で、やはり3,400某の金が大変大きな金額だと思います。これによって町職員の努力が無駄になるというわけでもない

ですけど、水をさすような結果になって、職員のことをやはりこの下げるということは、町のトップとして、私はいかがなものかと、そういうような思いで残念でなりません。

当初、町長のお考えで真摯にいろいろ今後調査して、少しでもこの紀北町の財政の、また今までの借金を返済するために、勉強するというお考えならば、私は、この場でこの反対討論もする考えはなかったですけど、やはり、そういうような町長の姿勢が見いだせなかったのが、本当に残念でなりません。やはり、今後においても、ただ1つの反対討論という意味じゃなしに、お考えがもし、当初の自分の、この入札金額と少しでも違うということであれば、いろいろ調査をしていただき、今後の町政に、議会、また町民に十二分にわかる説明をしていただきたいと思います。この中には様々なわかりにくいこともありました。やはり、今後、これを1つの町長は教訓として、私は、町長には、大変失礼な言葉と思いますが、やはり、これを教訓として町政を担っていただきたく、なかなか賛成しがたく反対の立場で討論いたします。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第16

平野倅規議長

次に、日程第16 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第16 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第17

平野倅規議長

次に、日程第17 請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第17 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第18

平野倅規議長

次に、日程第18 請願第4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第18 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第19

平野倅規議長

次に、日程第19 請願第5号 防災対策の見直しや充実を求める請願書を議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第19 請願第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第20

平野倅規議長

次に、日程第20 陳情第1号 一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）の許可業務の改善を求める陳情書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（発言する者なし）

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（発言する者なし）

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

日程第20 陳情第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

平野倅規議長

ただいま請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることとなります。

ここで、3時40分まで休憩いたします。

（午後 3時 29分）

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時 40分）

平野倅規議長

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案5件が提出されました。

また、議員定数の検討についての特別委員会設置など、6件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案等6件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

平野倅規議長

まず、追加日程第1 発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

事務局より朗読を求めます。

谷吉希議会事務局長

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議
次のとおり議員定数検討特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1. 名 称 | 議員定数検討特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び委員会条例第6条 |
| 3. 目 的 | 紀北町議会議員の定数に関する調査検討 |
| 4. 委員の定数 | 17人(ただし、議長を除く) |
| 5. 設置期限 | 調査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる |
| 6. 予算措置 | 既決予算の中で措置する |

平成24年9月21日

平野倅規議長

本件については、紀北町議会議員の定数に対する調査検討を行うため、委員会条例第6条の規定により、議長を除く、議員17人で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また設置期間については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお、審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、紀北町議会議員の定数に対する調査検討にあたっては、議長を除く議員17人で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

特別委員会の設置がなされましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議員定数検討特別委員会を招集し、正・副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により年長委員が行うこととなります。

また、委員長は決定いたしましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えさせていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

平野倅規議長

それでは、ここで4時まで議員定数検討特別委員会を開催するため、暫時休憩します。

(午後 3時 43分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 57分)

平野倅規議長

ただいまの互選結果について報告します。

議員定数検討特別委員長に、入江 康仁 君

副委員長に、瀧本 攻 君

が就任されました。

議員定数検討にあたっては、どうぞよろしく願いいたします。

追加日程第2

平野倅規議長

追加日程第2 意見書案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを、議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

太田産業建設常任委員長。

太田哲生産業建設常任委員長

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)の提出をさせていただきます。

この意見書は、全国森林環境税創設促進議員連盟から依頼されました。この取り扱いについて、産業建設常任委員会で審議した結果、本会議に意見書として提出することになりました。参考までに申し上げますと、三重県での加入議会は、津市、松坂市、尾鷲市、熊野市、度会町、大台町、御浜町、紀北町の8市町であります。

それでは、お手元に配付しました意見書(案)をご覧ください。朗読して説明に代えさせていただきます。

意見書案第1号

平成24年9月21日

紀北町議会議長 平野倅規様

産業建設常任委員長 太田哲生

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 倅 規

次は提出先でございます。

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様

財 務 大 臣 安 住 淳 様

総 務 大 臣 川 端 達 夫 様

国家戦略担当大臣 古 川 元 久 様

農林水産大臣 郡 司 彰 様
環 境 大 臣 細 野 豪 志 様
経 済 産 業 大 臣 枝 野 幸 男 様
衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 平 田 健 二 様

以上でございます。

平野倅規議長

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

平野倅規議長

次に、追加議案第3から第6までの4件につきましては、提案者より提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して提案理由を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

説明につきましては、朗読をもってさせていただきます。

意見書案第2号

平成24年9月21日

紀北町議会議長 平野倅規様

提案者 紀北町議会議員 平野隆久

賛成者 紀北町議会議員 太田哲生

賛成者 紀北町議会議員 東 貴雄

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

趣 旨

国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実をはかること。

理 由

政府は、地域主権の確立にむけ、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめています。義務教育費国庫負担金が検討の対象となっており、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には「一括交付金化の対象外とする」と示されましたが、今後も注視が必要です。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。

しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。2007年度は措置率の全国平均は65.3%となっており、地域間格差も約6倍（東京 164.8%、秋田 26.9%）となっています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 倅 規

(提出先)

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

財務大臣 安住 淳 様

13番 平野隆久議員

続いて、

意見書案第3号

平成24年9月21日

紀北町議会議長 平野 倅 規 様

提案者 紀北町議会議員 平野 隆久

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 東 貴雄

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

趣 旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をすすめること。

理 由

2011年の「義務標準法」改正により、30年ぶりに学級編制基準が引き下げられ、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への拡大が実質的に実現しています。これらは、2010年8月に文部科学省が10年ぶりに策定した「教職員定数改善計画」に基づいており、同「計画」には「小・中学校の少人数学級（35・30人学級）の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛り込まれています。

三重県では、2003年度からすでに小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。今年度は、国の政策と連動したことにより、少人数学級適用外だった部分が一部解消され、さらなる拡充につながっています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

2011年12月に文部科学省と財務省が取り交わした合意文書では、「教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこと、その他の方策を引きつづき検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」とされています。継続的・計画的に少人数学級を推進することはもちろん、事務職員や栄養教諭、養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善や、高校も含めた「教職員定数改善計画」の着実な実施が求められています。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均5.0%を大きく下回り、最下位の3.3%（2011年公表資料）となっています。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育を

すすめるためには、教育予算の拡充が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 倭 規

(提出先)

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様

文部科学大臣 平 野 博 文 様

13番 平野隆久議員

続いて、

意見書案第4号

平成24年9月21日

紀北町議会議長 平 野 倭 規 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 太 田 哲 生

賛成者 紀北町議会議員 東 貴 雄

保護者負担金の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)

趣 旨

すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理 由

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

「平成22年度 文部科学白書」は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、日本は教育支出における私費負担率がOECD加盟国のなかで非常に高く、特に就学前教育段階が56.5%、高等教育段階は66.7%(OECD平均はそれぞれ18.5%、31.1%)となっています。日本の子どもの貧困率も15.7%(2011年7月 厚生労働省発

表) と、いっそう深刻化しています。

このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきました。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正がおこなわれました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。文科省の調査によると、就学援助を受ける児童生徒数は年々増加をつづけ、2010年度は 155万人(15.28%) となっています。高等学校段階においても、授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題となっています。そのため、「給付型奨学金の創設」等、いっそうの支援策が求められています。

すべての子どもたちの学ぶ機会の保障にむけ、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 倅 規

(提出先)

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

文部科学大臣 平野 博文 様

13番 平野隆久議員

続いて、

意見書案第5号

平成24年9月21日

紀北町議会議長 平野 倅 規 様

提案者 紀北町議会議員 平野 隆久

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 東 貴雄

防災対策の見直しや充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

防災対策の見直しや充実を求める意見書(案)

趣 旨

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実をすすめること。

理 由

三重県は県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、県内10市町が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されています。東海地震、東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は60～87%であり、これらが連動して発生する可能性も指摘されています。

このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2012年4月現在の耐震化率は小中学校が96.8%、高校は98.7%、特別支援学校は100%となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられています。文部科学省が2012年4月に策定した「学校安全の推進に関する計画」では、今後5年間に取組む具体的施策として、「安全教育の充実」「学校の施設及び設備の整備充実」「地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進」等が盛り込まれています。

一方で、南海トラフで発生する巨大地震で想定される最大の震度分布と津波高は、これまでの想定をはるかに上まわるものであることが、内閣府の有識者検討会であきらかとなっています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っているため、安全確保は極めて重要です。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があります。巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 倅 規

(提出先)

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

文部科学大臣 平野 博文 様

以上であります。

平野倅規議長

以上で、提案説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

追加日程第3

平野倅規議長

追加日程第3 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める
意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第4

平野倅規議長

追加日程第4 意見書案第3号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第5

平野倅規議長

追加日程第5 意見書案第4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡

充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第6

平野倅規議長

追加日程第6 意見書案第5号 防災対策の見直しや充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第6 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

平野倅規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月11日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提案いたしました議案につきまして、原案どおりご可決をいただきありがとうございました。

さて、先日の9月17日から9月18日の大雨警報に伴う警報に際しまして、本議会定例会の延会という、ご配慮をいただき、大変ありがとうございました。今の季節は台風襲来による自然災害等が心配される時期でありますので、特に警戒が必要となっております。本定例会におきましても、議員の皆様方からご指摘、ご提案をいただきました防災対策の重要性をさらに痛感し、災害に強い町にしていく必要を改めて実感しているところであり、今後も職員全員が一丸となって、問題解決にあたるとともに、安全で安心な町を築いていくための努力をしてみたいと考えております。

残暑の中にもほのかな秋の香りが、気配が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意いただきまして、実り豊かな秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平野倅規議長

以上で、本定例会の日程は、すべて終了しました。

平成24年9月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月11日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、決算認定案件を審議するため、決算特別委員会が設置されたわけではありますが、委員各位の今後の慎重なる審査を望むものであります。

平野倅規議長

それでは、これもちまして、平成24年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時 25分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成24年11月30日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑 正量